

# 平成 24 年度自己点検評価書

**JAPAN SPORT**  
COUNCIL

日本スポーツ振興センター



## 目次

### 第1章 自己点検評価制度

制度の趣旨	2
自己点検評価体制	3
自己点検評価の方法	4

### 第2章 自己点検評価結果

自己評価総括表	6
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	7
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を 達成するためにとるべき措置	11
予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	25
短期借入金の限度額	28
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	29
剰余金の使途	29
その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項	30
J I S S 外部評価結果	33

### 自己点検評価関係規程等

独立行政法人日本スポーツ振興センター自己評価委員会規程	40
独立行政法人日本スポーツ振興センター自己評価委員会運営細則	40
独立行政法人日本スポーツ振興センター自己評価委員会委員名簿	42
独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター業績評価委員会規程	42
独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター業績評価委員会委員名簿	43





# 第1章 自己点検評価制度

制度の趣旨

自己点検評価体制

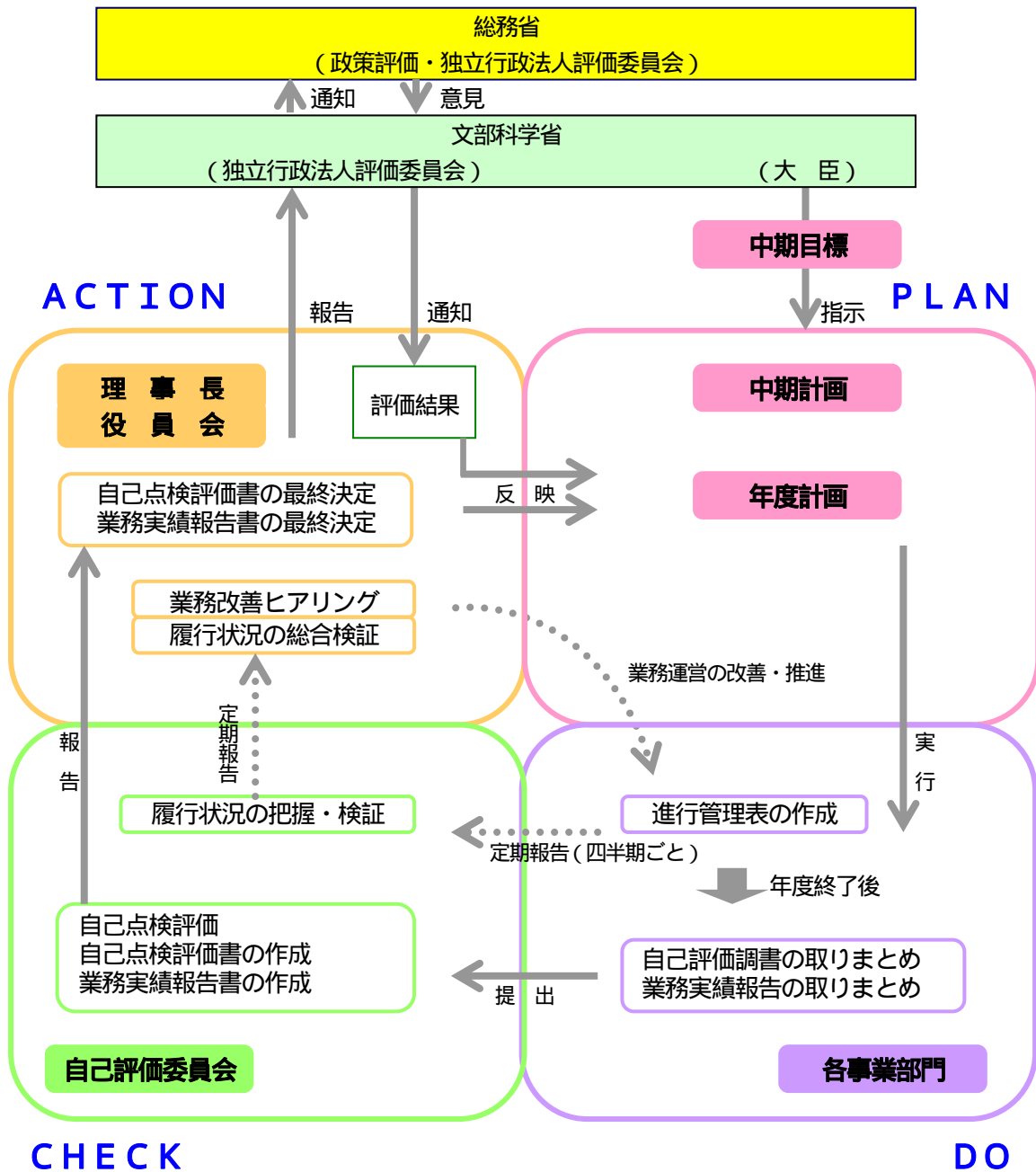
自己点検評価の方法

## 制度の趣旨

自主的・自律的な法人運営を担う独立行政法人においては、法人の組織・業務運営全般に責任を有する理事長の下、法人の課題を迅速・的確に把握し、法人の目的及び中期目標の達成にふさわしい明確な経営戦略を構築するための体制整備とその運用が不可欠である。

そのため、センターにおいては、法人内部に自己評価委員会を設置し、毎年度、計画（PLAN）・実行（DO）・評価（CHECK）・見直し（ACTION）というマネジ

メントサイクルの中で、中期計画・年度計画に定めた事項の確実な実施と業務運営の改善に資するため、定期的な業務の進行管理や業務運営全般にわたる自己点検評価の実施、理事長等による業務改善ヒアリングの実施等を踏まえ、業務運営上の課題・改善の方向性等を明確にし、その後の運営あるいは次年度計画に反映させるなど、自主的・自律的な業務運営を行うための内部管理体制を整備し、その運用を行ってきているところである。



センターの自己点検評価制度

## 自己点検評価体制

独立行政法人化を機として定めた「自己評価委員会規程」に基づき、担当理事を委員長として、各部の長等で構成する自己評価委員会を設置し、全センターとして業務の進行管理と自己点検評価に取り組んだ。

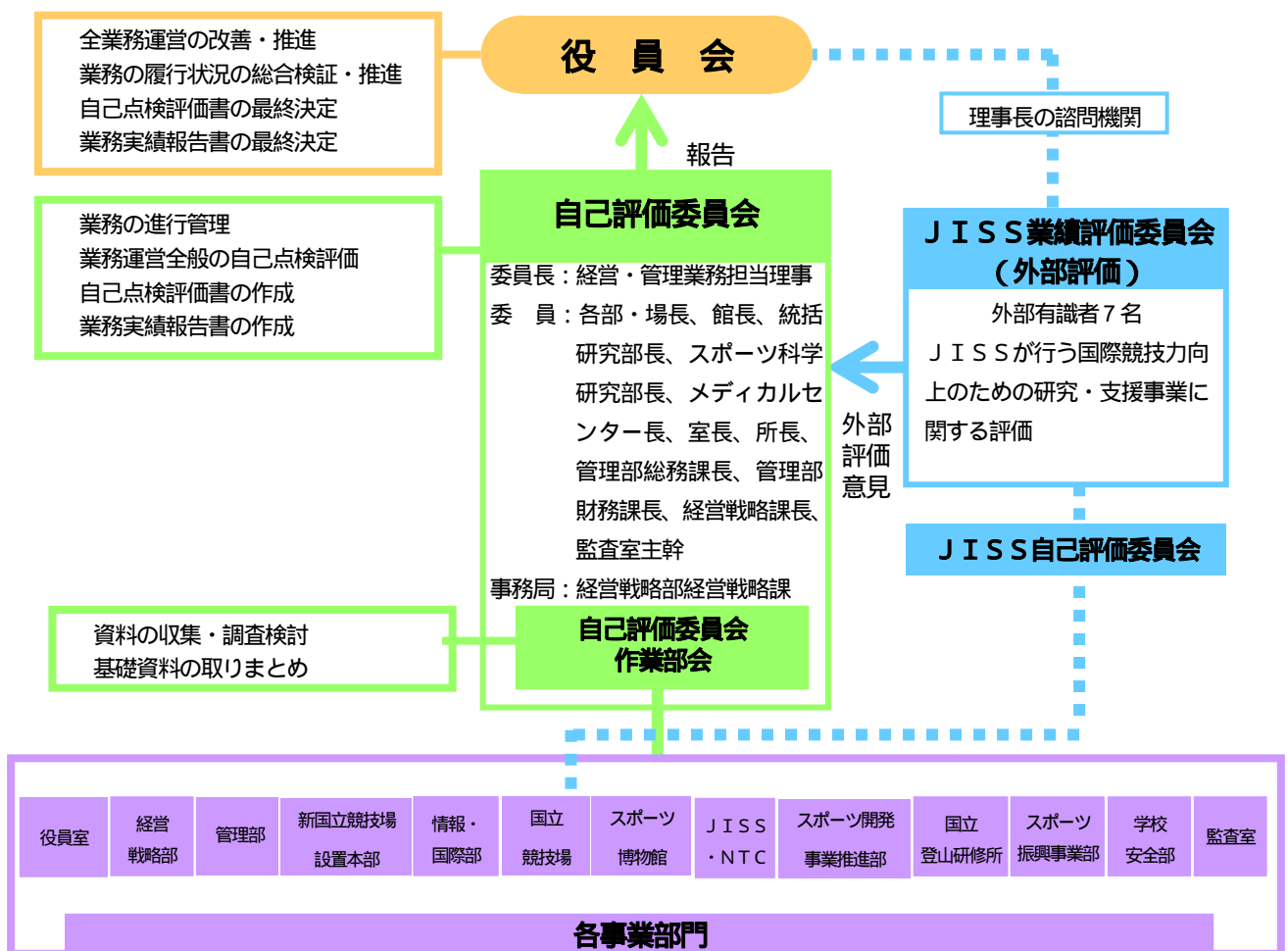
なお、自己評価委員会の任務は、次のとおりである。

- ① 中期計画に基づき年度計画に定めた項目の確実な実施に資するための業務の進行管理
- ② 年度計画に定めた項目の達成状況及びその他業務運

営全般についての自己点検評価

- ③ 事業年度終了後、自己点検評価書及び業務実績報告書の作成

また、国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）が実施する国際競技力向上のための研究・支援事業に係る点検評価については、理事長の諮問機関であり、外部有識者で構成するJISS業績評価委員会において、外部評価を実施した。



自己点検評価体制

## 自己点検評価の方法

自己評価委員会は、中期計画・年度計画に定めた事項の確実な実施及び外部評価結果等を踏まえた業務の改善に資するため、定期的（四半期ごと）に各課の責任者から、各事項の履行状況等について記載した進行管理表の提出を求め、それらに基づき、進捗状況等の把握及び検証を行い、検証結果を役員会へ報告した。

役員会においては、定期的な報告に基づき、総合的に検証を行うとともに、理事長等によるヒアリング・ミーティングを実施し、業務運営全般にわたる課題の抽出と更なる改善を促進した。

また、自己評価委員会は、事業年度終了後、進行管理表に基づく各業務の履行状況を踏まえ、年度計画等に定めた事項の達成状況等について、自己評価を実施した。

なお、各事業年度の業務実績に関する自己評価は、項目別評価及び全体評価により実施し、項目別評価は、年度計画等に定めた各項目の達成度について、次の基準に従い段階的評価を行い、全体評価は、法人の業務全体にわたる横

断的な観点から、業務の実績について定性的に評価を行うとともに、前年度の外部評価結果等を踏まえた対応状況等についても、自己評価を行った。

[段階的評価基準]

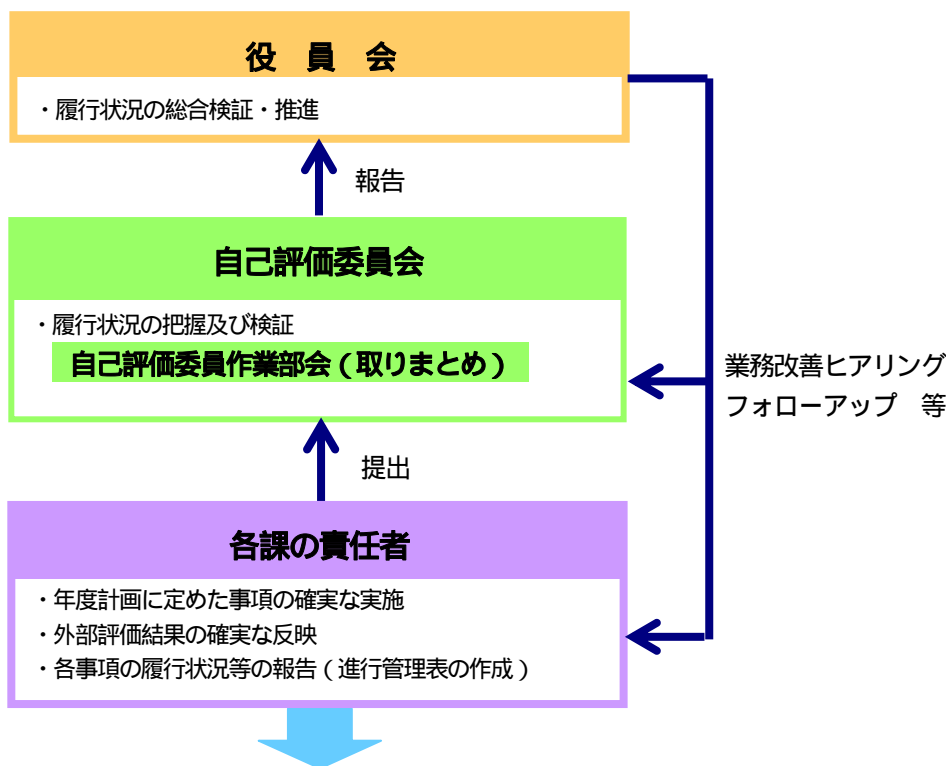
S 年度計画どおり、または年度計画を上回って履行し、かつ、特に優れた成果を上げている。

A 年度計画どおり、または年度計画を上回って履行し、中期計画に向かって順調、または中期計画を上回るペースで成果を上げている。

B 年度計画どおりに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期計画を達成し得ると判断される。

C 年度計画を十分には履行しておらず、中期計画達成のためには業務の改善が必要である。

F 年度計画を履行しておらず、かつ、役員会において、業務改善が必要と判断される。



### 事業年度終了後、自己点検評価を実施

- ・全体評価：法人の業務全体にわたる横断的な観点から、業務の実績について定性的に評価
- ・項目別評価：年度計画等に定めた各項目の達成度について、次の基準に従い段階的に評価
  - S 年度計画どおり、または年度計画を上回って履行し、かつ、特に優れた成果を上げている。
  - A 年度計画どおり、または年度計画を上回って履行し、中期計画に向かって順調、または中期計画を上回るペースで成果を上げている。
  - B 年度計画どおりに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期計画を達成し得ると判断される。
  - C 年度計画を十分には履行しておらず、中期計画達成のためには業務の改善が必要である。
  - F 年度計画を履行しておらず、かつ、役員会において、業務改善が必要と判断される。

自己点検評価の方法





## 第2章 自己点検評価結果

自己評価総括表

項目名	H20	H21	H22	H23	H24
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置					
1 経費の抑制					
(1) 一般管理費等の節減	A	A	A	A	A
(2) 業務運営の効率化	A	A	A	S	A
(3) 情報提供及び事務の効率化の推進	A	A	A	A	A
2 組織及び定員配置の見直し					
3 業務運営の点検・評価の実施					
(1) 自己点検・評価の実施	A	A	A	A	A
(2) 業務運営の改善促進	A	A	A	A	A
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置					
1 スポーツ施設の運営・提供					
(1) 大規模スポーツ施設における稼働日数の確保	A	A	A	A	A
(2) スポーツ施設利用者の利便性の向上	A	A	A	A	A
(3) スポーツ施設の利活用の促進	A	A	A	A	A
2 国際競技力向上のための研究・支援等					
(1) 国際競技力向上のための総合的支援	A	A	A	A	A
(2) 国際競技力向上のための研究の推進	A	A	A	A	A
(3) スポーツ診療	A	A	A	A	A
(4) 研究・支援活動の成果及び収集情報の普及・提供	A	A	A	A	A
(5) 外部有識者による評価の実施	A	A	A	A	A
3 スポーツ振興のための助成					
(A)(1) 公平性・透明性の確保	A	A	A	A	A
(A)(2) 助成業務の効率化・適正化	A	A	A		
(A)(3) 助成申請者の利便性の向上	A	A	A		
(B)(1) より多くの助成財源の確保	S	A	A	S	S
(B)(2) 助成制度の趣旨の普及・浸透	A	A	A		
4 災害共済給付					
(1) 公正かつ適切な給付の実施	A	A	A	A	A
(2) 業務の効率化及び支所の業務等の在り方検討	A	A	A	A	A
5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進					
(1) 登山指導者の養成及び登山に関する情報の提供		A	A	A	A
(2) スポーツの普及・施設維持管理情報の提供	A	A	A	A	A
(3) 学校安全支援業務	A	A	A	A	A
(4) 関係団体等との連携	A	A	A	A	A
予算、収支計画及び資金計画					
1 スポーツ振興投票等業務に係る経営の安定化					
(1) 売上向上への取り組み	S	A	S	S	S
(2) 繰越欠損金の早期解消	S				
2 自己収入の確保及び予算の効率的な執行					
(1) 運営費交付金以外の収入の増加等	A	A	A	A	A
(2) 競争的資金の獲得	A	A	A	A	A
(3) 予算の効率的な執行	A	A	A	A	A
3 資金の運用及び管理					
4 予算					
5 収支計画					
6 資金計画					
短期借入金の限度額					
短期借入金の限度額	-	-	-	-	-
重要な財産の譲渡・担保					
重要な財産の譲渡・担保	B	B	A	A	A
剰余金の使途					
剰余金の使途	-	-	-	-	-
その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項					
1 施設及び設備に関する計画					
2 人事に関する計画					
(1) 人員に関する指標	A	A	A	A	A
(2) 人材の育成等	A	A	A	A	A
(3) 研究職員の資質向上	A	A	A	A	A
3 積立金の使途					
A					

定性的評価及び評定理由は、自己評価調査参照

全体評価

全体をとって、年度計画及び中期計画を上回って目標を達成した。

# 独立行政法人日本スポーツ振興センターの平成24年度に係る業務の実績に関する自己点検評価（自己評価調査）

自己評価基準（S～Fの5段階評価）

- S：年度計画どおり、または年度計画を上回って履行し、かつ、特に優れた成果を上げている。（客観的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評価を付す。）
- A：年度計画どおり、または年度計画を上回って履行し、中期計画に向かって順調、または中期計画を上回るペースで実績を上げている。（年度計画の達成度が100%以上）
- B：年度計画どおりに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期計画を達成し得ると判断される。（年度計画の達成度が70%以上100%未満）
- C：年度計画を十分には履行しておらず、中期計画達成のためには業務の改善が必要である。（年度計画の達成度が70%未満）
- F：年度計画を履行しておらず、かつ、役員会において業務改善が必要と判断される。（客観的基準は事前に設けず、業務改善が必要と判断された場合に限りFの評価を付す。）

## 業務運営の効率化に関する事項

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	事業担当部署	定性的評価及び評価理由	評価	業務実績 報告書 該当ページ
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、次の措置を講ずること等により、効率化を図る。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
1 経費の抑制 法人の行う業務について、次の具体的な措置を講ずることにより経費の抑制を図る。	1 経費の抑制				
(1) 一般管理費等の節減 一般管理費については、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度に比較して、総額で15%以上削減し、事業費（投票勘定・災害共済給付勘定・免責特約勘定の各業務及び一般勘定のうちスポーツ振興基金業務並びに新規に追加される業務、拡充業務分等に係る経費を除く。）についても、中期目標期間を通じて効率化を進めることとし、毎年度において対前年度比1%以上の削減を図ることを目標とする。経費の削減に当たっては、省エネルギーやペーパーレス対策等に関して具体的な目標を設定し、その達成に努める。 また、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第4	(1) 一般管理費等の節減 一般管理費については、中期計画に基づき、「中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度に比較して、総額で15%以上削減」するため、平成24年度においては、15%以上削減する。事業費（投票勘定・災害共済給付勘定・免責特約勘定の各業務及び一般勘定のうちスポーツ振興基金業務並びに新規に追加される業務、拡充業務分等に係る経費を除く。）についても、効率化を進め、対前年度比1%以上の削減を図る。 経費の削減に当たっては、次のような措置を講じる。 ① 省エネルギー対策等の推進 省エネルギーや環境に配慮しつつ経費の節減を図るため、法人内に設置した	管理部	一般管理費については、平成19年度に比較して総額で22.1%削減となり、目標値（15%以上削減）を上回った。 事業費については、平成23年度に比較して総額で3.6%削減となり、目標値（1%以上削減）を上回った。 人件費については、総人件費改革に基づいた取組を行い、平成17年度に比較して15.9%削減した。 役員の報酬等及び職員の給与水準については、水準の検証を行い、適正化に取り組んだ。平成24年度は事務・技術職員の地域・学歴勘案で100.0を超える数値となったが、給与を減額する特例措置の実施が国家公務員より4ヶ月遅れての実施となり、給与水準に影響を与えたものである。 給与水準見直しの検討結果の取組状況は、毎年度6月30日にホームページにおいて公表している。 法定外福利費のうち、国家公務員において支出されていない費用については、見直しを行い、全て廃止している。 以上のような取組により、年度計画及び中期計画を上回って目標を達成した。	A	P.2

<p>7号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続することとする。</p> <p>なお、センターの給与水準は国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況については公表する。</p>	<p>「省エネルギー対策委員会」を中心として、スポーツ選手等の活動に支障が生じない範囲で必要な方策を検討・実施する。</p> <p>また、本部事務所に係る光熱給水費について、平成24年度においては、平成19年度に比較して、1%の節減を図る。</p> <p>② ペーパーレス化の推進 本部事務所に係る管理運営費のうち、コピー用紙について、在庫管理を一元化することにより経費を節減するとともに、文書の電子化、ペーパーレス化等を推進し、平成24年度の用紙代を平成19年度に比較して、1%程度削減する。</p> <p>なお、上記①②の措置に加え、東日本大震災に伴う電力不足等に対する国民生活維持の観点から、さらなる節電等を徹底する。</p> <p>また、総人件費については、政府における総人件費削減及び独立行政法人改革等を踏まえた取組を実施する。</p> <p>なお、平成22年度におけるセンターの給与水準については、地域・学歴を勘案した国家公務員の給与水準と同水準となっていることから、引き続きこの水準を維持することを目標として、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、必要に応じた見直しを行うとともに、その検証結果や取り組み状況についてはホームページにより公表する。</p>				
<p><b>(2) 業務運営の効率化</b></p> <p>① 外部委託の推進・民間競争入札(包括的業務委託)の導入 全ての業務について外部委託が可能かどうか検討し、外部委託を積極的に推進する。</p> <p>特にスポーツ施設の管理・運営業務(指導監督業務を除く。)について、平成21年度から民間競争入札(包括的業務委託)を実施する。</p> <p>なお、実施に当たっては、高品質なサービスの提供に留意するほか、実施業務内容について検証を行い、検証結果を踏まえた対象範囲の見直しを行う。</p> <p>② 公共調達の適正化への取組</p>	<p><b>(2) 業務運営の効率化</b></p> <p>① 外部委託の推進・包括的業務委託の実施 経費の抑制、業務の効率化及び国民へのサービス提供の維持向上の観点から業務内容を随時検討し、外部委託を積極的に推進する。</p> <p>特にスポーツ施設の管理・運営業務(指導監督業務を除く。)の包括的業務委託の実施に当たっては、高品質なサービスの提供に留意しつつ、効果的・効率的に実施する。</p> <p>② 公共調達の適正化への取組 調達に当たっては、原則として一般競争入札等によることとし、企画競争や公募を行う場合においても競争性、透明性の確</p>	<p>経営戦略部 管理部</p>	<p>外部委託の推進による業務運営の効率化を図るため、全ての業務について外部委託が可能かどうか検討しており、定型的な業務については、引き続き外部委託を実施している。</p> <p>スポーツ施設の管理・運営業務(指導監督業務を除く。)については、包括的業務委託による高品質なサービス水準を確保するとともに、新設した収入インセンティブについて基準額を上回る収入を確保した。</p> <p>公共調達の適正化については、「随意契約等見直し計画」の着実な実施を図り、競争性のない随意契約の割合は、件数については海外での契約(ロンドンオリンピック支援のため)等の増加により増となったが、金額については計画を上回った。また、その実施状況について、契約監視委員会等の厳格なチェックを受けた。</p> <p>環境に配慮した調達については、概ねグリーン購入法に基づく方針を達成した。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.8</p>

<p>調達に当たっては、原則として一般競争入札等によることとし、企画競争や公募を行う場合においても競争性、透明性の確保を図る。</p> <p>平成19年度に策定した随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、随意契約見直し計画の取組状況をホームページにより公表する。</p> <p>なお、環境への負荷の少ない物品等を調達し、環境への配慮に努める。</p>	<p>保を図る。</p> <p>平成21年度に策定した「随意契約等見直し計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」による点検・見直しを行うとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「随意契約等見直し計画」の取組状況をホームページにより公表する。</p> <p>なお、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境への負荷の少ない物品等を調達し、環境への配慮に努める。</p>				
<p><b>(3) 情報提供及び事務の効率化の推進</b></p> <p>① 情報提供の取組 業務の透明性の確保及び国民の理解を得る観点から、ホームページ等を活用し、法人の情報について、積極的かつ迅速に情報提供を行う。</p> <p>② 情報通信技術の活用 各種事務処理について、情報通信技術を活用することにより、迅速化、簡素化を進め、事務の効率化を図る。情報通信技術の活用には、適正な運用を行う。</p>	<p><b>(3) 情報提供及び事務の効率化の推進</b></p> <p>① 情報提供の取組 業務の透明性の確保及び国民の理解を得る観点から、法人全体の広報を効果的・効率的に実施する体制を整備し、法人の情報について、積極的かつ迅速に情報提供を行う。</p> <p>② 情報通信技術の活用 各種事務処理について、本部及び各支所を含めた広域ネットワークを利用し、グループウェア、財務会計システム、文書管理システム等情報通信技術を活用することにより、事務の効率化を図る。情報通信技術の活用には、適正な運用を行う。</p>	<p>経営戦略部 広報室 管理部</p>	<p>情報提供の取組については、ホームページを活用し、法定事項に加え、事業等に関する情報の迅速かつ積極的な情報提供に努めた。また、広報室を中心として広報体制を整備し、記者会見を通じた情報発信の強化、ソーシャルメディアの活用及びアンバサダー任命などの新たな取組を通じて、広く法人事業の理念の周知を行った結果、マスメディアを通じた認知とポジティブな法人イメージの向上に効果があった。</p> <p>情報通信技術の活用については、広域専用ネットワークを利用し、グループウェアや財務会計・文書管理システム等を活用することにより情報伝達の迅速化、情報の共有化を推進した。セキュリティの確保については、関係規定に基づき、情報システムを安定的・継続的に運用するとともに、研修等に参加し、知識の習得に努め、その強化を図った。なお、競技強化の現場における情報管理について、国立スポーツ科学センターにおいて情報セキュリティに関する研修会を開催すること、及び情報セキュリティに関する理解の向上について、センターの役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修会を開催することにより、引き続き情報セキュリティの強化に努めた。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.12</p>
<p><b>2 組織及び定員配置の見直し</b></p> <p>社会的ニーズの変化に応じて、業務執行が効果的・効率的に行えるよう、責任と役割分担を明確化した機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた職員等の配置を行うとともに、事務及び事業の効率化を進める。</p>	<p><b>2 組織及び定員配置の見直し</b></p> <p>「スポーツ基本法」「スポーツ基本計画」等を踏まえ、業務執行が効果的・効率的に行えるよう、組織体制の見直しを行うとともに、事務及び事業の効率化を進める。また、海外拠点の在り方について検討を行う。</p>	<p>経営戦略部</p>	<p>「スポーツ基本法」、「スポーツ基本計画」及び「学校安全の推進に関する計画」により、センターの役割が具体化・明確化されたことに伴い、今後のセンターの役割を効果的・効率的に果たすため、組織及び定員配置の見直しを行った。また、経営戦略部及び役員室等を設置するなど、組織の見直しにより業務運営の効率化及び法人のガバナンス強化を進めた。</p> <p>海外事務所については、ロンドン事務所の組織体制・業務内容を見直し、事務所を縮小の上存続させることとした。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.15</p>
<p><b>3 業務運営の点検・評価</b></p>	<p><b>3 業務運営の点検・評価</b></p>				

<p>全業務運営について定期的な点検・評価を行い、その結果を業務運営の改善に反映させる。</p>					
<p><b>(1) 自己点検・評価の実施</b> センター内部に評価委員会を設け、定期的に業務の進行管理を行い、毎年度、自己評価を行う。</p>	<p><b>(1) 自己点検・評価の実施</b> 自己評価委員会を開催し、定期的に業務の進行管理及び業務実績の点検・評価を行い、業務運営の改善に資する。</p>	<p>経営戦略部</p>	<p>中期目標・中期計画の実践に向けた法人全体における内部統制・ガバナンスの強化として、中期計画・年度計画、役員会決定に基づく業務実施方針に基づく全業務運営の実施状況について、自己評価委員会において定期的に点検・評価を行い、役員会での評価を行うことにより、業務の改善・推進に努めた。 また、法人の長（理事長）によるトップマネジメントを重視した業務進行管理を行った。 以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.16</p>
<p><b>(2) 業務運営の改善促進</b> 業務運営全般について法人の長によるヒアリングを実施することにより、業務運営の改善を促進する。 また、業務運営に関する内部統制の状況に留意しつつ、監事による監査を実施し、監査結果を業務運営に反映させる。</p>	<p><b>(2) 業務運営の改善促進</b> 組織体制の改善、業務運営全般についての法人の長によるヒアリングの実施等により、センター全体としてのマネジメント体制（法人の長によるリーダーシップを発揮できる環境）を整備し、業務運営の改善に資する。 特に、「スポーツ基本法」「スポーツ基本計画」を踏まえた体制整備を図る。 さらに、業務運営に関する内部統制の状況に留意しつつ、監事による監査を実施し、監査結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>経営戦略部 監査室</p>	<p>中期目標・中期計画の実践に向けた法人全体における内部統制・ガバナンスの強化については、法人の長によるヒアリングの実施、経営戦略部・役員室の設置等を通じて、法人の長がリーダーシップを図ることのできる体制の整備、役職員全体での法人のミッションの共有及び課題（リスク）への対応を行い、法人自らによる業務改善を推進した。また、役員を中心として関係団体との連携・協働に向けた環境整備を図った。 監事による監査については、業務監査、給与監査、支所監査及び会計監査を行い、その結果に基づく意見書の理事長への提出及びフォローアップを行うことで、業務運営への反映を行った。 以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.17</p>

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	事業担当部署	定性的評価及び評定理由	評定	業務実績 報告書 該当ページ
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				
1 スポーツ施設の運営・提供に関する事項 センターの大規模スポーツ施設は、「トップレベルの競技者等の活動の場」であるとともに広く国民の「みるスポーツの場」としてスポーツの振興に寄与するものであることから、ナショナルスタジアムとして高水準な施設条件を維持した上で、適切かつ効率的な運営を図るため、次の措置を講じる。	1 スポーツ施設の運営・提供に関する事項				
<p>(1)大規模スポーツ施設における稼働日数の確保 センターの大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設条件を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催やスポーツの利用に支障の無い範囲において文化的行事等の利用に供することにより、中期目標期間の平均で、それぞれ次の稼働日数を確保する。ただし、安全で高水準な施設条件を維持するために必要となる改修等の期間を除く。</p> <p>① 国立霞ヶ丘競技場 ア 陸上競技場 良質なスポーツターフ等施設条件を維持するために必要な養生期間等を考慮した上で、年間135日以上の稼働日数を確保する。</p> <p>イ ラグビー場 ラグビー専用競技場として良質なスポーツターフ等施設条件を維持するために必要な養生期間等を考慮した上で、年間80日以上の稼働日数を確保する。</p> <p>② 国立代々木競技場 ア 第一体育館 利用者にとって快適な施設条件</p>	<p>(1) 大規模スポーツ施設における稼働日数の確保 (1) 大規模スポーツ施設における稼働日数の確保 センターの大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設条件を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催やスポーツの利用に支障の無い範囲において文化的行事等の利用に供することにより、中期目標期間の平均で、それぞれ次の稼働日数を確保する。ただし、安全で高水準な施設条件を維持するために必要となる改修等の期間を除く。</p> <p>なお、東日本大震災に伴う電力不足に対する国民生活維持の観点から、スポーツ選手等の活動に支障が生じない範囲で、引き続き、電力使用量を抑制した施設運営とする。</p> <p>① 国立霞ヶ丘競技場 ア 陸上競技場 良質なスポーツターフ等施設条件を維持するために必要な養生期間等を考慮した上で、年間135日以上の稼働日数を確保する。</p> <p>イ ラグビー場 ラグビー専用競技場として良質なスポーツターフ等施設条件を維持す</p>	国立競技場	<p>ナショナルスタジアムとして、高水準な施設条件を維持した上で、競技者や観客に安全かつ快適な施設の提供を行い、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催やアマチュアスポーツ等の利用促進に努めるとともに、スポーツの利用に支障のない範囲で、コンサート、ファッションショー等のスポーツ以外の一般利用についても積極的な利用促進を図ったことにより、陸上競技場 185 日、ラグビー場 117 日、第一体育館 320 日、第二体育館 312 日の稼働日数を確保した。</p> <p>陸上競技場、ラグビー場、第一体育館、第二体育館ともに年度計画に定めた目標日数を上回ることができた。</p> <p>また、利用者に対しては節電への理解を求め、開催される行事に支障のない範囲で最大限の協力を得ることにより、可能な限り電力使用量を抑制した利用とした。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	A	P.19

<p>を提供するための管理等の期間を考慮した上で、年間225日以上の稼働日数を確保する。</p> <p>イ 第二体育館 利用者にとって快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮した上で、年間305日以上の稼働日数を確保する。</p>	<p>るために必要な養生期間等を考慮した上で、年間80日以上の稼働日数を確保する。</p> <p>② 国立代々木競技場 ア 第一体育館 利用者にとって快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮した上で、年間225日以上の稼働日数を確保する。</p> <p>イ 第二体育館 利用者にとって快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮した上で、年間305日以上の稼働日数を確保する。</p>				
<p><b>(2) スポーツ施設利用者の利便性の向上</b></p> <p>① ホームページを活用した情報提供センターの設置するスポーツ施設の利用情報等(利用申込、空き情報、利用条件、イベント情報等)を一元的かつ積極的に情報提供することにより、スポーツ施設利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>② 施設利用者の利便性の向上・ニーズ把握 施設利用者に対するアンケート調査等の実施により、利用者ニーズの把握を行い、快適な利用環境を提供する。</p>	<p><b>(2) スポーツ施設利用者の利便性の向上</b></p> <p>① ホームページを活用した情報提供センターの設置するスポーツ施設の利用情報等(利用申込、空き情報、利用条件、イベント情報等)を一元的かつ積極的に情報提供することにより、スポーツ施設利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>② 施設利用者の利便性の向上・ニーズの把握 施設利用者に対するヒアリング・アンケート調査等の実施により、利用者ニーズの把握を行い、快適な利用環境の提供に資する。</p>	<p>国立競技場</p>	<p>ホームページでは、各施設で開催される各種大会・イベント等についてタイムリーな情報提供や掲載内容の充実を図り、施設利用者の利便性の向上に努めた。また、フットサルコートへの施設予約システムの導入、トレーニングセンターの利用者向けのレッスン変更案内、陸上競技場走路開放状況及び水泳場の団体予約状況を掲載するなど、施設利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>また、快適な施設利用環境の提供に努めるため、アンケートの実施、御意見箱の活用及び利用団体へのヒアリングにより、日常的に利用者ニーズの把握を行い、その結果に基づく改修を行う等、サービス向上が見込まれる事項について改善策を講じた。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.23</p>
<p><b>(3) スポーツ施設の利活用の促進</b></p> <p>具体的な利用計画を策定し、国際競技力向上のための研究・支援事業を行う際の実験・実証の場として活用する。</p> <p>また、スポーツの利用に支障のない範囲において、競技会以外の一般利用にも供する。</p>	<p><b>(3) スポーツ施設の利活用の促進</b></p> <p>競技大会開催時の支援を中心に、具体的な利用計画を策定し、センターの大規模スポーツ施設を国際競技力向上のための研究・支援事業を行う際の実験・実証の場として活用する。</p> <p>また、スポーツの利用に支障のない範囲において、競技会以外の一般利用にも供する。</p>	<p>国立競技場</p>	<p>国際競技力向上のための研究・支援の実証の場として、同一の設置主体が施設を保有しているメリットを活かし、サポート活動に連携協力することで、施設の有効利用を図った。</p> <p>また、スポーツの利用を第一に確保しつつ、高水準な施設条件や施設の安全性を損なうことのないよう留意しながら、支障のない範囲で一般利用にも供したことにより、大規模スポーツ施設において合計284日の利用があり、年度計画の稼働日数及び自己収入の水準を確保した。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.25</p>
<p><b>2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項</b></p> <p>スポーツ振興基本計画(平成18年9月21日文科科学省告示第135号)等に基づく、政策目標の達成に向けて、我が国の国際競技力向上を図るため、JISSにおいては、研究・支援事業を推進するとともに</p>	<p><b>2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項</b></p>				



<p>に、NTCにおいては、J I S Sと連携し、トップレベル競技者が同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニングを行えるよう、快適なトレーニング施設の提供を行う。</p> <p>実施に当たっては、次の措置を講じ、施設の利用主体である財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）との緊密な連携・協力を図るため、定期的に連絡調整の場を設けるとともに、利用者ニーズを把握するため、中央競技団体（以下「NF」という。）等に対するヒアリング等を実施し、効果的・効率的な事業の執行を図る。</p>					
<p><b>(1) 国際競技力向上のための総合的支援</b> 国際競技力向上に向けた強化活動に対し、文部科学省、JOC及びNF等と連携し、支援内容の明確化を図り、スポーツ医・科学及び情報の各側面から総合的に支援活動を実施するとともに、J I S S及びNTCの施設・設備を活用した効果的な支援を実施する。</p> <p>① スポーツ医・科学分野からの支援 我が国のトップレベル競技者の競技力向上を図るため、これまでの研究・支援活動の成果及びNFの要望等を踏まえ、支援活動内容の明確化・プロジェクトの重点化を図り、スポーツ医・科学の側面から支援する。</p> <p>② スポーツ情報分野からの支援 国内外のスポーツ関係機関とのネットワークを充実させ、国際競技力向上に関連する各種情報の収集・分析・蓄積・提供を行うとともに、情報関連技術の開発応用を更に促進・普及し、国際競技力向上のためのスポーツ情報機能を強化するなど、スポーツ情報の側面から支援する。</p>	<p><b>(1) 国際競技力向上のための総合的支援</b> 国際競技力向上に向けた強化活動に対し、文部科学省、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）及び中央競技団体（以下「NF」という。）等と連携し、支援内容の明確化を図り、スポーツ医・科学及び情報の各側面から総合的に支援活動を実施するとともに、女性競技者等への支援の充実・強化を図る。また、文部科学省委託事業チーム「ニッポン」マルチサポート事業の受託に伴う事業を実施する。</p> <p>事業の実施に当たっては、国立スポーツ科学センター（以下「J I S S」という。）及びナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）の施設・設備を活用した効果的な支援を実施する。</p> <p>① スポーツ医・科学分野からの支援 ア 競技者の総合的チェックの実施 競技者の心身の状態を、メディカル、フィットネス、メンタル及び栄養の4つのカテゴリーからスポーツ医・科学的な検査・測定を行い、得られたデータを専門スタッフが評価・診断し、国際競技力向上に有用なデータのフィードバックを行う。</p> <p>イ 医・科学サポートの実施 これまでの研究・支援活動の成果及びNFの要望等を踏まえ、ロンドンオリンピック競技大会をはじめとする各種国際競技大会に向けたNFの強化活動に対し、支援活動内容の明確化・重点化を図り、プロジェクトチーム</p>	<p>J I S S 情報・国際部 受託事業推進室 (H24)</p>	<p>JOC及びNFのニーズを踏まえた上で、スポーツ医・科学及び情報の各機能が統合されたJ I S Sの特徴を活かし、総合的な支援活動を実施した。</p> <p>文部科学省より「チーム『ニッポン』マルチサポート事業」を受託し、文部科学省及びJOCと連携し、ロンドンオリンピックに向けて重点的にサポートを実施した。また、ロンドンオリンピック期間中に「マルチサポート・ハウス」を設置・運営し、医・科学、情報面からの包括的な支援を実施した。これらの結果、ロンドンオリンピックにおいては日本選手団が過去最高のメダル数を獲得するなどの成果があった。</p> <p>新たに文部科学省より「メダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業」を受託し、国内外におけるタレント発掘・育成・強化の実態調査、地域、中央競技団体への事業再委託等を行った。</p> <p>スポーツ医・科学分野からの支援は、アスリートチェックを実施するとともに、NFからの要望に対して、支援活動を実施した。</p> <p>スポーツ情報分野からの支援は、ロンドンオリンピック時等、国内外の関係機関との連携ネットワークを強化し、情報を収集・分析・提供するとともに、国際競技力向上の政策・戦略・施策の企画・策定への支援を重点的に行った。また、システム・ソフトウェアの開発応用を促進するとともに、実際に活用する人材育成のための講習会等を開催した。</p> <p>トレーニング施設等の提供は、アンケート調査や協議会を通じてJOC及びNFのニーズの把握に努め、快適なトレーニング施設の管理・運営を実施した。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.27</p>

	<p>型の支援を行う。また、スポーツ医・科学に関する各種の個別相談、実技指導（心理、栄養、トレーニング）、講習会等を行う。</p> <p>② スポーツ情報分野からの支援</p> <p>ア 国際競技力向上関連情報の収集・分析・提供</p> <p>国内外のスポーツ政策や強化戦略、強化拠点、及び競技力向上施策・プログラム、国際競技大会招致・開催等の国際競技力向上に関わる各種情報を収集・集約し、それらをJOCやNF、地域スポーツ医・科学センター、大学等をはじめとする関係機関及び関係者に提供する。</p> <p>特に、英国をはじめとした欧州各国の情報収集は、ロンドン事務所を積極的に活用する。</p> <p>また、これらの情報をもとに、国内外のスポーツの動向・情勢を分析し、国際競技力向上をはじめとする我が国のスポーツ政策・施策の企画・策定等への支援を行う。</p> <p>イ 国際競技力向上のための情報戦略・連携ネットワークの強化・充実</p> <p>JOC、NF、地域スポーツ医・科学センター、体育系大学をはじめとする研究機関、及び海外のスポーツ関連機関等との情報戦略・連携ネットワークの拡大・強化を図る。</p> <p>特に、英国をはじめとした欧州各国の関係機関とのネットワークの構築は、ロンドン事務所を通じて積極的に行う。</p> <p>また、これらのネットワークを有効に活用して、国際競技力向上のためのタレント発掘・育成プログラムに関する支援、NTC強化活動の支援、NTC競技別強化拠点との情報ネットワーク化に係る支援等を行う。</p> <p>ウ 国際競技力向上への情報関連技術の開発応用の促進</p> <p>諸外国における競技力向上のためのテクノロジー活用の動向を踏まえつつ、我が国の国際競技力向上のための情報関連技術の開発応用を促進する。競技力向上の諸活動において、映像技術や情報通信技術、</p>				
--	--	--	--	--	--

	<p>センサー技術等の各種テクノロジーを効果的に活用・応用するためのシステム・ソフトウェアの開発、これらの技術やソフトウェアを活用した競技団体等の情報戦略活動の支援、及びこれらの技術・ソフトウェア等を実際の競技現場で活用する人材の育成等を行う。</p> <p>エ 国際競技力向上に関わる各種情報の共有・有効活用</p> <p>J I S S の各種事業を通して得られた競技力向上に関わるさまざまな情報やデータ、知識等を J I S S、J O C、N F、地域関係機関、大学等の関係者が共有するとともに、これらの情報の更なる有効活用を図るためのデータベース構築と情報管理を行う。</p> <p>③ トレーニング施設等の提供</p> <p>最先端機能を備えたトレーニングとコンディショニングのための環境を整備する。また、快適なトレーニング施設等の提供を行うため、施設の利用主体である J O C との定期的な連絡調整の場を設けるとともに、N F 等に対するヒアリング等を実施し、利用者ニーズを把握する。</p>				
<p><b>(2) 国際競技力向上のための研究の推進</b></p> <p>国際競技力向上に向けた強化活動の現場で N F 等から科学的な解明が求められている課題及び J I S S が行う支援事業の質的向上を図るために必要となる課題を解決するため、J O C、N F、大学及び外部の研究者・研究機関との連携を図り、プロジェクトチーム型の実践に資する研究を推進する。</p>	<p><b>(2) 国際競技力向上のための研究の推進</b></p> <p>N F の強化現場で課題となっている内容及びこれまでの研究・支援活動の成果を踏まえ、1 2 研究課題に関するプロジェクト研究を実施する（別紙参照）。</p> <p>プロジェクト研究は、必要に応じて J O C、N F、地域スポーツ医・科学センター、体育系大学をはじめとする研究機関のスタッフをメンバーに加えたプロジェクトチーム体制で実施するとともに、年度途中で早急な解決が必要となる課題に対して対処できる体制を整えて推進する。</p>	J I S S	<p>平成 21 年度から継続している 10 研究課題および平成 23 年度から新たに開始した 2 研究課題、計 12 研究課題についてプロジェクト研究を実施した。</p> <p>プロジェクト研究は、必要に応じて J O C、N F、地域スポーツ医・科学センター、体育系大学をはじめとする外部研究機関のスタッフをメンバーに加えたプロジェクトチーム体制で実施した。</p> <p>さらに、内部評価の実施により、研究内容の充実、改善に努めた。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	A	P.32
<p><b>(3) スポーツ診療</b></p> <p>競技者がオリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、良好なコンディションで競技を行えるよう、スポーツ外傷・障害、疾病に対する診療・アスレティックリハビリテーション、</p>	<p><b>(3) スポーツ診療</b></p> <p>競技者が良好なコンディションで競技を行えるよう、スポーツ外傷・障害、疾病に対する診療・アスレティックリハビリテーション、心理カウンセリング、栄養相談の実施及び障害等の予防法に関する啓発</p>	J I S S	<p>競技者が良好なコンディションを維持・回復できるように、7 科による外来診療及びアスレティックリハビリテーションを開設し、選手の外傷・障害の治療だけでなく予防等のアドバイスを行うとともに、心理カウンセリング及び栄養相談を実施した。</p> <p>また、J O C 及び N F のメディカルスタッフとのネットワークを構築するため、スタッフと連携し、合宿地・競技会場に出向き、障</p>	A	P.35

<p>心理カウンセリングの実施及び障害等の予防法に関する啓発等を行う。</p>	<p>等を行う。 また、JOCの医学サポート部会やNFの強化スタッフと連携して、合宿等の練習現場や競技会を訪問し、NFのメディカルスタッフ間のネットワーク構築を図るとともに、スポーツ外傷・障害の予防やコンディショニングについてのアドバイスをを行う。</p>		<p>害予防やコンディショニングのアドバイスをを行った。 以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>		
<p><b>(4) 研究・支援活動の成果及び収集情報の普及・提供</b> 研究・支援活動の成果及び収集情報については、我が国の国際競技力向上に関する戦略上の必要性及び個人情報の保護等に留意した情報管理システムを構築し、適切な情報の提供を行う。 ① 研究・支援活動の成果の競技現場への提供 国際競技力向上に有用な研究成果及び競技種目横断的に有効な支援活動の成果については、NFが行う強化活動に活かされるよう迅速かつ的確に提供する。 ② 研究・支援活動の成果の普及 国内外の雑誌等への研究論文の公表、全国的なシンポジウム・セミナー等での発表など、研究・支援活動の成果の普及を図るとともに、JOC及びNFが主催する研修会等に研究員を派遣し、研究成果等の普及を図る。 ③ 研究・支援活動の成果及び収集情報の提供 研究・支援活動の成果や収集により得られた情報のうち、一般に公開すべき情報については、インターネット等情報通信技術を活用し、提供を行う。</p>	<p><b>(4) 研究・支援活動の成果及び収集情報の普及・提供</b> ① 研究・支援活動の成果の競技現場への提供 国際競技力向上に有用な研究成果及び競技種目横断的に有効な支援活動の成果については、NFが行う強化活動に活かされるよう迅速かつ的確に提供する。 ② 研究・支援活動の成果の普及 ア 国内外の学術雑誌や学会誌等に研究論文を公表する。 イ 全国的なシンポジウム、セミナー、学会等に研究員を積極的に派遣し、研究成果等を発表する。 ウ JOC及びNF等が主催するコーチ会議、テクニカル会議、研修会等に研究員を講師として派遣し、スポーツ医・科学に関する研究成果等の普及を図る。 ③ 研究・支援活動の成果及び収集情報の提供 研究・支援活動の成果や収集により得られた情報のうち、一般に公開すべき情報については、JISSのホームページ等を通じて、積極的に提供を行う。 また、「スポーツ基本計画」を踏まえ、これまでの研究成果を、さらに人々の日常のスポーツ活動に還元する方策について検討する。</p>	JISS	<p>研究・支援活動の成果の競技現場への提供については、生理学的・バイオメカニクスの評価を用いてNFに知見を提供するなど、迅速かつ的確に実施した。 成果の普及については、国内外の専門誌への論文投稿や、学会等での発表を通じて、積極的な普及に努めた。 一般に公開すべき情報についてはJISSホームページ等により積極的な公開に努めた。また、研究成果を一般に還元する方策については、栄養関連情報を書籍化し、研究支援や成果を還元した。 以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	A	P.36
<p><b>(5) 外部有識者による評価の実施</b> 外部有識者で構成する評価体制を整備し、事業実施の事前及び事後に外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。</p>	<p><b>(5) 外部有識者による評価の実施</b> 外部有識者で構成する「国立スポーツ科学センター業績評価委員会」（以下「業績評価委員会」という。）において、国際競技力向上のための研究・支援業務実施の事前及び事後に外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を次年度の事業に反</p>	JISS	<p>事業実施の事前及び事後に適切な外部評価を実施するため、外部有識者で構成するJISS業績評価委員会を開催した。評価結果及び意見等については、JISS内に設置する事業部会を通じて、新たな組織体制の構築、リサーチカンファレンスの開催等、研究・支援業務への反映に努めた。 以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	A	P.39

	映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。				
<b>3 スポーツ振興のための助成に関する事項</b> スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成の実施に当たっては、両制度創設の趣旨及びスポーツ振興基本計画等の国の施策を踏まえ、安定的・計画的な助成に配慮しつつ、効果的な助成を行う。	<b>3 スポーツ振興のための助成に関する事項</b> スポーツ振興基金による助成の実施に当たっては、制度創設の趣旨及び「スポーツ基本計画」等の国の施策を踏まえ、安定的・計画的な助成に配慮しつつ、事業の効果的・効率的な実施を図る。				
<b>(A) 助成業務の透明性の確保等</b>	<b>(A) 助成業務の透明性の確保等</b>				
<b>(1) 公平性・透明性の確保</b> ① スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成の実施に当たって、助成に係る要綱等により、基準を明確にする。 ② 外部の有識者による審査委員会を設置し、その審査を踏まえて、交付対象の採択を行う。 ③ 助成内容・助成額・交付先及び審査委員の氏名等をホームページ・パンフレットにより審査終了後速やかに公開し、透明性の確保を図る。 <b>(2) 助成業務の効率化・適正化</b> ① 安定的・計画的な助成に資するため、スポーツ団体等のニーズや社会的な要請等の把握に努める。 ② 助成区分ごとに可能な限り具体的かつ定量的に策定された達成すべき内容や水準を示した上で、外部の有識者により、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、評価結果を翌年度以降の助成業務の効率化及び適正化に反映させる。 ③ 助成を受けたスポーツ団体等に対して対象事業の経理状況について調査を行い、助成金の使途等について適切に把握する。 <b>(3) 助成申請者の利便性の向上</b> ① 交付申請等事務手続きの簡素化かつ迅速化を図るため、助成対象内容、申請手続き、採択基準、受付窓口等を	<b>○スポーツ振興投票</b> <b>(1) 平成23年度スポーツ振興くじ助成について</b> 平成23年度に助成を行った団体について、助成金の使途等を適切に把握するため、助成額の多い団体、新たに助成対象となった団体又は実地に調査を行う必要がある団体を中心に、経理状況や助成事業の成果等に関する調査を行う。 <b>(2) 平成24年度スポーツ振興くじ助成について</b> 平成23年10月から募集を行った下記(別添事業計画を参照)の助成対象事業について、各団体からの申請に基づき、外部の有識者からなる「スポーツ振興事業助成審査委員会」の議を経て、交付の対象となる事業及び交付額を4月中に決定する。 また、東日本大震災の復興支援については、国が実施する復興事業の状況及びニーズ・要望等を踏まえ、被災地のスポーツ環境の復興支援に重点を置いた助成を行う。 なお、問題が生じた組織基盤強化事業の中の「競技力向上のためのマネジメント機能強化事業」については、制度の見直しを行い、助成内容や執行管理の適正化を図った上で、あらためて募集手続きを行う。 <b>(3) 平成25年度スポーツ振興くじ助成について</b> ① 助成内容の見直し スポーツ団体等のニーズや社会的な	スポーツ振興事業部	平成23年度に助成交付した団体等のうち、実態調査実施要綱に基づき選定した団体等に対し、経理状況や助成事業の成果等について実態調査を実施し、助成金の適正な執行について確認した。 平成24年度助成については、交付要綱等に基づき、外部有識者による公開の助成審査委員会の審査を踏まえ、助成金の交付を決定した。また、助成事業評価ワーキンググループによる評価を実施し、その結果を翌年度の交付対象事業に反映させた。 平成25年度助成については、スポーツ団体等に対して、ヒアリング及び事業実施状況調査、各種会議の開催時における助成事業に関する情報提供を行い、ニーズや社会的な要請等の把握に努め、助成内容の見直しを行った。 さらに、ホームページ等により、申請者への情報提供を行ったほか、オンラインによる申請手続きの利用を推進した。 以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。	<b>A</b>	<b>P.40</b>

<p>ホームページ等により公開する。</p> <p>② スポーツ振興に係る助成金交付申請受付事務のオンライン化を推進し、申請受付件数全体に占めるオンラインによる申請率が中期目標の期間中90%以上の水準を維持できるよう、利用促進を図る。</p>	<p>要請等の把握のため、6月から8月にかけてヒアリングや実地調査を行うとともに、「スポーツ振興事業助成審査委員会スポーツ振興事業助成評価ワーキンググループ」において、助成実績の評価を行い、その結果を踏まえ、助成内容の見直しを適宜行う。</p> <p>また、東日本大震災の復興支援については、引き続き、国が実施する復興事業の状況及びニーズ・要望等を踏まえ、被災地のスポーツ環境の復興支援に重点を置いた助成を行う。</p> <p>なお、問題が生じた組織基盤強化事業の中の「競技力向上のためのマネジメント機能強化事業」については、その在り方を抜本的に見直す。</p> <p>② 助成対象事業の募集</p> <p>平成25年度の助成対象事業については、10月1日を目途に募集を開始する。募集に当たっては、ホームページにおいて必要な資料をすべて掲載するとともに、新聞広告の掲載、全国6か所以上での説明会を実施し、募集内容の周知徹底を図る。</p> <p>③ 助成申請者の利便性の向上</p> <p>スポーツ振興に係る助成金交付申請受付事務のオンライン化を推進し、申請受付件数全体に占めるオンラインによる申請率が90%以上の水準を維持できるよう、利用促進を図る。</p> <p>(4) 特定目的資金への助成財源の確保について</p> <p>複数年度にわたる事業への安定的助成や、大規模な国際大会への支援、国民体育大会冬季大会の対象施設やスポーツ振興投票の対象となる試合を実施する施設の整備等のため、助成財源の執行状況に応じ、その一部を特定目的資金に積み立てる。</p> <p>○スポーツ振興基金</p> <p>(1) 公平性・透明性の確保</p> <p>① スポーツ振興基金による助成の実施に当たって、助成に係る要綱等により、基準を明確にする。</p> <p>② 外部の有識者による審査委員会を設置し、その審査を踏まえて、交付対象の</p>		<p>あらかじめ、要綱等により基準を明確にするとともに、外部有識者による公開の助成審査委員会の審査を踏まえ、助成金の交付を決定した。</p> <p>なお、助成事業に係る情報について、ホームページ等において、随時公開した。</p>		
---	---	--	--	--	--

	<p>採択を行う。</p> <p>③ 助成内容・助成額・交付先及び審査委員の氏名等をホームページ・パンフレットにより審査終了後速やかに公開し、透明性の確保を図る。</p> <p><b>(2) 助成業務の効率化・適正化</b></p> <p>① 安定的・計画的な助成に資するため、スポーツ団体等のニーズや社会的な要請等の把握に努める。</p> <p>② 助成区分ごとに可能な限り具体的かつ定量的に策定された達成すべき内容や水準を示した上で、外部の有識者により、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、評価結果を翌年度以降の助成業務の効率化及び適正化に反映させる。</p> <p>③ 助成を受けたスポーツ団体等に対して対象事業の経理状況について調査を行い、助成金の使途等について適切に把握する。</p> <p><b>(3) 助成申請者の利便性の向上</b></p> <p>① 交付申請等事務手続きの簡素化かつ迅速化を図る。このため、助成対象内容、申請手続き、採択基準、受付窓口等をホームページ等により公開する。</p> <p>② スポーツ振興基金に係る助成金交付申請受付事務のオンライン化を推進し、申請受付件数全体に占めるオンラインによる申請率が90%以上の水準を維持できるよう、利用促進を図る。</p>		<p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p> <p>ヒアリング及び事業実施状況調査によりスポーツ団体等のニーズや社会的な要請等の把握等に努めるとともに、助成区分ごとに具体的かつ定量的に策定された達成すべき内容や水準を示した上で、外部の有識者により、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、評価結果を翌年度以降の助成業務の効率化及び適正化に反映させた。</p> <p>また、助成団体に対し、経理状況の調査を行った。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p> <p>助成事業に係る情報をホームページ等により公開するとともに、スポーツ振興に係る助成金交付申請受付事務のオンライン化を推進し、利用促進を図った。</p> <p>なお、申請受付全体に占めるオンライン申請率は100%となった。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>		
<p><b>(B) スポーツ振興助成のための安定的な財源の確保</b></p>	<p><b>(B) スポーツ振興助成のための安定的な財源の確保</b></p>				
<p><b>(1) より多くの助成財源の確保</b></p> <p>① スポーツ振興基金 助成財源の安定的な確保のため、スポーツ振興基金の運用基準等に基づき安全かつ安定的な運用を行う。また、民間からの寄付金などにより基金の増額に努める。</p> <p>② スポーツ振興投票 売上向上効果が期待できるあらゆる事項に取り組んでくじの売上向上や経費節減に努め、より多くの助成財源を確保する。また、適切な資金運用</p>	<p>○スポーツ振興投票</p> <p>売上金として780億円、平成25年度以降の助成財源として145億円を確保することを目標とし、本年度は、次の事項に重点的に取り組む。</p> <p><b>(1) スポーツ振興投票の適正な実施</b></p> <p>① スポーツ振興投票の実施回数等 Jリーグ主催の試合からスポーツ振興投票の対象試合を指定し、文部科学大臣に届け出た種類により、スポーツ振興</p>	<p>スポーツ振興事業部</p>	<p>平成24年度の売上は、メディア向けイベントやテレビCMを中心とした効果的な広告宣伝活動及び販売・決済手段の拡充等の取組により、当初の売上目標額(780億円)を大きく上回る約861億円となった。これにより、平成24年度の収益は、当初の目標額(217億円)を大幅に上回る約249億円となり、平成25年度以降の助成財源として約166億円を確保した。</p> <p>また、青少年の健全育成に配慮する観点から、スポーツ振興くじが適切に販売されるよう、特約店等に対する説明会・研修等を実施した。</p> <p>以上のような取組により、事業計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p><b>S</b></p>	<p><b>P.50</b></p>

<p>に努め、助成財源の維持・拡充に努める。</p> <p><b>(2) 助成制度の趣旨の普及・浸透</b></p> <p>① 助成を受けたスポーツ団体等に対し、当該事業がスポーツ振興基金又はスポーツ振興投票による助成金の交付を受けて行われたものであることを、各団体のホームページ、看板等に明示することを求め、両制度の趣旨が、国民に容易に理解され、広く社会に普及・浸透するよう努める。</p> <p>② スポーツ振興投票制度の周知のための広報及びくじ販売促進のための広告宣伝等を効果的に行い、スポーツ振興投票制度が多く国民の理解を得るようにする。</p> <p>③ 青少年の健全育成に配慮する観点から、スポーツ振興くじが適切に販売されるよう、定期的な調査・販売員の研修等を行う。</p>	<p>投票を 50 回程度実施する。</p> <p>② 調査及び販売員への研修等の実施 販売チャネルの充実や購入者に対するサービス向上に努める一方で、19 歳に満たない者の購入を防止するなど、スポーツ振興投票券が適切に販売されるよう、定期的に調査の実施、販売員の研修等を行う。</p> <p><b>(2) スポーツ振興投票の効果的・効率的な実施</b> (Ⅲ－1 参照)</p> <p>○<b>スポーツ振興基金</b></p> <p><b>(1) より多くの助成財源の確保</b> 助成財源の安定的な確保のため、スポーツ振興基金の運用基準等に基づき安全かつ安定的な運用を行う。また、民間からの寄附金などにより基金の増額を図るため、寄附金付自動販売機の設置の拡充策を検討する。</p> <p><b>(2) 助成制度の趣旨の普及・浸透</b> 助成を受けたスポーツ団体等に対し、当該事業がスポーツ振興基金による助成金の交付を受けて行われたものであることを、各団体のホームページ、看板等に明示することを求めるとともに、制度の趣旨が、国民に容易に理解され、広く社会に普及・浸透するよう努める。</p>		<p>スポーツ振興基金の運用基準等に基づき、安全かつ安定的な運用を行うとともに、民間からの寄附金募集により基金の増額に努めた。</p> <p>また、寄附金付き自動販売機設置台数の拡大については、新規設置先として、toto 助成によりクラブハウスを設置した地方公共団体やスポーツ団体に対して設置案内を行う等、寄附金の増加方策の検討を行った。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p> <p>スポーツ振興基金の助成制度の趣旨が、国民に容易に理解され、広く社会に普及・浸透するよう、助成を受けたスポーツ団体等に対し、当該事業が本制度による助成金の交付を受けて行われたものであることの明示を求めた。</p> <p>また、オリンピックも参加した助成金交付式を開催することにより、マスメディアを通じたPRを行った。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>		
<p><b>4 災害共済給付事業に関する事項</b> 災害共済給付制度は、学校の管理下における災害に関する給付を行う我が国唯一の公的給付制度として、学校、学校の設置者をはじめ児童生徒等の保護者に定着している実情を踏まえ、さらに、請求事務手続きの省力化等利用者へのサービス向上を図っていく。</p>	<p><b>4 災害共済給付事業に関する事項</b> 災害共済給付制度の利用者へのサービス向上を図るとともに、事務の大幅な改善を行うため次の具体的措置を講じる。</p>				
<p><b>(1) 公正かつ適切な給付の実施</b></p> <p>① 審査体制の整備・充実 不服申し立ても含めた重要案件に対する審査体制を充実するため、外部の有識者で構成する審査委員会等の</p>	<p><b>(1) 公正かつ適切な給付の実施</b></p> <p>① 審査体制の整備・充実 ア 本部・支所を通じた審査体制の整備・充実 不服申し立ても含めた重要案件に対</p>	<p>学校安全部</p>	<p>中期計画に定める審査体制の整備・充実について、平成 24 年 10 月、本部・支所の組織統合を行い、指揮命令系統及び責任体制を明確化するとともに、審査業務の迅速化を図った。併せて、不服申し立てに関して、より中立かつ公正な審査を行うため、外部有識者等を含めた「不服審査会」を設置した。</p>	<p>A</p>	<p>P.56</p>



<p>体制について、さらに整備・充実を図る。</p> <p>② 災害調査の実施 災害共済給付に関する重要案件等の審査に当たっては、現地調査を実施するなど、正確な情報収集を行うことにより公正かつ適切な給付を行う。</p>	<p>する審査体制を充実するため、協議案件に関する審査体制の整備・充実を図る。</p> <p>イ 利用者の利便性の向上 給付の迅速化を図り、利用者の利便性を高める。</p> <p>② 災害調査の積極的な実施 給付の公正かつ適正な実施に資するものであり、また、調査で取得した情報は、事故防止にも活用できるため「災害調査実施要綱」に基づき災害調査をより積極的に実施する。</p>		<p>給付事務の迅速化の観点から、申請書類の不備等の理由により、事務手続きに相当な時間（3ヶ月以上）を要している案件については、別途、受付簿を作成するなど進捗管理を徹底することとした。また、学校及び学校の設置者に対して、災害共済給付制度の理解を促進し、給付事務の円滑化を図った。</p> <p>また、災害実地調査については、全ての死亡案件及び7級以上の障害案件並びに特に判断が難しい医療費請求案件に対して積極的に実施し、正確な情報収集を行い公正かつ適正な給付を実施した。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>		
<p><b>(2)業務の効率化及び支所の業務等の在り方検討</b></p> <p>① 災害共済給付オンライン請求システムの利用促進 災害共済給付オンライン請求システム（以下「災害共済給付システム」という。）に関して学校及び学校の設置者に対し説明会等を実施し、請求件数全体に占めるオンラインによる請求率が中期目標の期間終了時までに80%以上の水準を維持できるようにシステムの利用促進を図る。</p> <p>② 災害共済給付システムの整備 学校及び学校の設置者における請求事務の省力化、給付の迅速化・効率化を図るため、災害共済給付システムの機能強化を行う。</p> <p>③ 業務等の在り方の検討 災害共済給付業務については、さらなる合理化に努めるとともに、オンライン化の進捗状況を踏まえ、センター内部に学校安全業務検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設け、支所の業務等の在り方について検討を行い、中期目標期間終了時までに、所要の結論を得る。</p>	<p><b>(2)業務の効率化及び支所の業務等の在り方検討</b></p> <p>支所の業務等の在り方については、学校安全業務検討委員会（以下「検討委員会」という。）やセンター内でのこれまでの検討結果を踏まえ、(1)の措置に加え、次の具体的措置を講じる。</p> <p>① 災害共済給付オンライン請求システム（以下「災害共済給付システム」という。）の利用促進 利用率が低い設置者に対して利用勧奨を重点的に実施し、さらなる利用率の向上に努める。</p> <p>② 更新された災害共済給付システムの効率的運用 更新システムの機能を活用し、事務の合理化を進めるとともに、システムの利用者である学校関係者へ、利便性の向上の周知を行う。</p>	<p>学校安全部</p>	<p>中期計画に定める災害共済給付システムの利用促進については、未利用等の要因分析の結果等を踏まえ、未利用の設置者等を中心に利用勧奨を重点的に実施した結果、平成24年度におけるシステム利用率は、中期目標値である80%を大幅に上回る91.1%となった。</p> <p>システムの更新による入力作業の軽減等に伴い、事務の効率化が図られることから、操作説明会を積極的に開催し、システムの利用者である学校関係者に対して利便性の向上等を周知するなど、システム利活用の更なる促進を図った。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.58</p>
<p>5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供に関する事項 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うため、次の事業を行う。 なお、ニーズの把握に努め、必要に応じ</p>	<p>5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供に関する事項</p>				

て事業の見直しを図る。					
<p><b>(1) 登山指導者の養成及び登山に関する情報の提供</b>          大学山岳部や中高年登山の指導者等の資質の向上を図るための研修会等を開催する。          また、登山に関する最新の知見や技術等についての情報提供を行うとともに、研修会等にも活用する。          なお、研修会等については、十分な安全対策を講じた上で開催する。          研修会等の開催              年4コース（8回以上）              延べ40日程度</p>	<p><b>(1) 登山指導者の養成及び登山に関する情報の提供</b>          大学山岳部や中高年登山の指導者等の資質の向上を図るための研修会等を延べ40日程度開催する。          また、登山に関する最新の知見や技術等についての情報提供を行うとともに、研修会等にも活用する。          なお、研修会等については、十分な安全対策を講じた上で開催する。          ア 大学生登山リーダー養成コース          イ 中高年安全登山指導者等養成コース          ウ 山岳遭難救助従事者コース          エ 研修会指導者コース</p>	国立登山研修所	<p>登山指導者等の資質の向上を図るため、研修会等を年4コース延べ48日11回の研修会等を開催するとともに、登山に関する知見や技術等をまとめた冊子を発行し、関係団体に配布するなど、情報提供を行った。          また、平成23年度に研修を受講した参加者に対してアンケート調査を実施し、技術・知識の伝達状況を把握した。          研修会の開催に当たっては、十分な安全対策を講じた上で実施した。          以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	A	P.60
<p><b>(2) スポーツの普及・施設維持管理情報の提供</b>          スポーツの普及・振興に資するため、国立競技場の施設を利用しながら、スポーツターフの維持管理方法等、これまでの施設管理運営から得た維持管理方法に関する情報提供を行い、地域のスポーツ施設等の環境整備を支援するとともに、関係団体と連携して講習会等を開催し、指導者養成や生涯スポーツの振興を図る。          講習会等の開催 年4回程度</p>	<p><b>(2) スポーツの普及・施設維持管理情報の提供</b>          ① 施設維持管理情報の提供          スポーツの普及・振興に資するため、国立競技場の施設を利用しながら、スポーツターフの維持管理方法等、これまでの施設管理運営から得た維持管理方法に関する情報提供を行うため、研修会等を開催し、地域のスポーツ施設等の環境整備を支援する。          ア 「主要スタジアム情報交換会」「スポーツターフ研修会」を開催する。          イ 校庭芝生化に係る芝生維持管理等に関する情報を収集し、関係者に提供する。          ② 施設管理指導者養成・生涯スポーツの振興          関係団体と連携して講習会等を開催し、施設管理指導者養成や生涯スポーツの振興を図る。          ア 水泳指導管理士養成講習会          イ 体育施設管理士養成講習会          ウ トレーニング指導士養成講習会          エ 体育施設運営士養成講習会          オ 全国体育施設研究協議大会          カ 各種スポーツ教室</p>	国立競技場	<p>スポーツの普及・振興に資するため、主要スタジアムの情報交換・討議を行うとともに、連携を強めることを目的に、主要スタジアム情報交換会を実施した。          「スポーツターフ調査研究事業実施要綱」及び「スポーツ施設管理運営に関する調査研究要綱」に基づき、これまでの施設管理運営から得た維持管理方法に関する情報提供を行い、地域のスポーツ施設等の環境整備を支援する事業を行うため、スポーツターフ維持管理研修会を開催した。          なお、情報交換会及び研修会に際しては、参加者に対して満足度に関するアンケートを実施し、高い評価を得ており、要望の多い事項等については、次回以降のテーマ設定に反映するなど、事業の改善に活用した。          また、国立競技場の施設を利用しながら、関係団体と連携しつつ、講習会等を開催したほか、室内水泳場を活用し、幅広い年齢層に対応した水泳教室を開催するとともに、フットサルコートにおいてフットサル教室を開催した。          以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	A	P.62
<p><b>(3) 学校安全支援業務</b>          災害共済給付業務の実施によって得</p>	<p><b>(3) 学校安全支援業務</b>          学校安全支援業務の在り方については、</p>	学校安全部	<p>学校災害事故防止に関する調査・研究及び学校災害防止に関する情報提供については、調査・研究報告をとりまとめるとともに、こ</p>	A	P.64

<p>られる事例の収集、分析、関連調査の実施及び関連情報の提供など災害共済給付業務に関連する次の業務に重点化し実施する。</p> <p>また、学校安全支援業務については、センター内部に設けた検討委員会で事業の必要性・有効性を厳格に検証した上で、中期目標期間終了時まで各事業の在り方について所要の結論を得る。</p> <p>① 学校災害事故防止に関する調査研究</p> <p>ア センター内部に外部の有識者を含めた「学校災害防止調査研究委員会」を設け、災害共済給付業務の実施を通じて得られた学校の管理下の災害事例を分析し、学校における特徴的な災害について、その発生の防止方策について調査・研究を行い、学校やその設置者に成果の活用を働きかけ、当該災害の減少を図る。</p> <p>調査・研究の件数  中期目標期間中5件程度  調査・研究の成果について、発表1年後を目途に都道府県・指定都市教育委員会に対してアンケート調査を行い有効性(80%以上のプラスの評価)を検証する。</p> <p>また、調査研究の成果について、学校等と連携し、有効性の確認を行う。</p> <p>イ 「災害統計調査」、「死亡・障害事例集」を作成する。  「災害統計調査」 隔年度作成  「死亡・障害事例集」 毎年度作成</p> <p>ウ 災害共済給付業務において情報収集した食中毒事例などについて、学校での食の安全を確保するため学校給食調理場の実態調査及び学校給食用食品の細菌、ウイルス、残留農薬等の各種検査などを行い食中毒等の防止に努める。</p> <p>実態調査 年5回程度  学校給食用食品等検査  年300検体程度</p> <p>② 学校災害防止に関する情報提供  学校災害防止に関する調査研究によって得られた研究の成果、統計情報、実態調査結果等の情報を効果的に</p>	<p>検討委員会やセンター内での検討結果を踏まえ、支所の安全支援業務は事故情報を地域レベルで収集・分析し、学校へ提供するなどの業務を除き本部に原則一元化し、調査研究等を効率的・効果的に実施する。</p> <p>① 学校災害事故防止に関する調査研究等</p> <p>ア 調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「学校災害防止調査研究委員会」において災害共済給付業務を通して得られる学校の管理下の体育活動中の事故データについて、外部の有識者と連携しつつ、事故防止策に活用できるよう調査・分析した上、学校関係者等へ分かりやすく提供する。</li> <li>これまでの調査研究の成果について都道府県・指定都市教育委員会等に対してアンケート調査を行い有効性(80%以上のプラス評価)を検証する。</li> </ul> <p>イ 基本データの取りまとめ  「災害統計調査」及び「死亡・障害事例集」を作成する。</p> <p>ウ 学校給食調理場の実態調査等  学校での食の安全を確保するため、学校給食調理場の実態調査等について、次のように実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度に食中毒が発生した学校給食調理場へ衛生管理専門家を5回程度派遣し、実態調査を実施し、拭取り検査データを含め、実態調査報告書を作成する。</li> </ul> <p>② 学校災害防止に関する情報提供  これまでセンターが蓄積している情報をより利用しやすい形で効果的に提供するため、次の具体的措置を講じる。</p> <p>ア 学校災害防止に関する講習会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度の調査研究の成果である「学校における固定遊具による事故防止対策」及びこれまでの調査研究の成果などの学校安全情報を学校関係者等へ分かりやすく提供する。</li> </ul> <p>イ 学校安全支援業務に関するホームページの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校の管理下における死亡・障害事例のデータベースについて掲載事例を増やし、ホームページで公表するなど情報内容の充実を図ることと</li> </ul>		<p>れまでの調査研究の成果について都道府県・指定都市教育委員会等に対してアンケート調査を行い、その有効性について98.6%以上のプラスの評価を得た。また、学校給食調理場の実態調査及び講習会等については、具体的な内容を定めて実施した。</p> <p>学校安全情報提供に関するホームページについては、掲載内容の充実等を図った結果、60万件の目標を大きく上回る約120万件のアクセスがあった。</p> <p>また、災害共済給付システムによる提供情報の充実については、統計情報提供機能の向上等について「学校安全ナビ」への掲載やシステム説明会等において周知を行ったこともあり、都道府県・指定都市教育委員会に対して統計情報の提供内容についてのアンケート調査の結果、その有効性について98.5%以上のプラスの評価を得た。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	
--	--	--	---	--

<p>学校関係者等に提供するため次の措置等を講じる。</p> <p>ア 学校災害防止に関する調査研究の成果や情報をセンターが主催する講習会等を通じて普及を図る。講習会等の開催 年5回程度 受講者に対して研修内容・方法等についてのアンケート調査を実施し、80%以上から「有意義であった」などプラスの評価を得る。</p> <p>イ 学校安全支援業務に関するホームページを充実し、学校災害防止に関する調査研究の成果、統計情報、実態調査結果等の学校安全に関する有益な情報を提供する。学校安全支援に関する情報へのアクセス数 中期目標期間を通じて年間60万件以上を目標とする。</p> <p>ウ 災害共済給付システムを改善し、各学校がそのニーズに応じ、災害共済給付システムを通じ自ら収集・分析できる情報を充実する。 システム改善後、都道府県・指定都市教育委員会に対して統計情報の提供内容についてアンケート調査を行い、その有効性について80%以上のプラスの評価を得る。</p> <p>(注) 廃止事業の取扱い 学校安全研究推進事業、学校安全優良校表彰、学校安全研究大会、学校給食における学校・家庭・地域の連携推進事業、心肺蘇生法実技講習会については委嘱期間の終了を持って廃止する。</p>	<p>し、また、アクセス数は年間60万件以上を目標とする。</p> <p>ウ 災害共済給付システムを通じ収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析可能な情報の充実</li> <li>・更新システムの新しい統計情報提供機能の活用を推進し、学校関係者の事故防止活動等を支援する。</li> <li>・都道府県・指定都市教育委員会に対して統計情報の提供内容についてアンケート調査を行い、その有効性について80%以上のプラス評価を得る。</li> </ul>				
<p><b>(4) 関係団体等との連携</b> スポーツ関係団体や都道府県教育委員会等関係団体との連携を密にし、意見・要望等を把握するとともに、必要に応じて事業を再構築する。</p>	<p><b>(4) 関係団体等との連携</b> 「スポーツ基本法」「スポーツ基本計画」を踏まえた関係団体との連携、及び各支所における都道府県教育委員会等との連携を密にし、意見・要望等を把握するとともに、必要に応じて事業を再構築する。</p>	<p>経営戦略部 学校安全部</p>	<p>スポーツ関係団体等については、地域スポーツの推進に係る新たな事業展開として北海道との連携を進めるとともに、教育研究の推進に係る筑波大学との連携、及び中央統括団体との連携を推進した。 都道府県教育委員会、所管医師会及び校長会等に対しては、各支所において、支所業務運営委員会、支所連絡協議会を開催し、意見・要望等を把握し、支所業務運営に反映した。 以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p><b>A</b></p>	<p><b>P.67</b></p>

## 財務内容の改善に関する重要事項

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	事業担当部署	定性的評価及び評定理由	評定	業務実績 報告書 該当ページ
予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画				
<p><b>1 スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化</b>            本業務の効率的な実施等による経費節減及び売上向上などにより、スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化を図るとともに、経営の安定化に向けた取組みを進める。            これらの取り組みにより、スポーツ振興くじの売上げ向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努める。</p> <p><b>(1) 売上向上への取り組み</b>            売上向上については、次をはじめとして売上向上効果が期待できるあらゆる事項に取り組む。            スポーツ振興くじ「BIG」のさらなる普及によりスポーツ振興くじの新たな購入者を獲得するとともに、これをほかのくじの購入者獲得や購入者の定着等にもつなげるよう取り組む。            長期的・継続的な売上向上を図るため、新たな購入者層の獲得及び購入者の定着を図る観点から購入者のニーズ等を踏まえて、さらに新しいくじの検討・開発を行う。            販売店・インターネット決済手段・払戻場所等のさらなる充実を図りサービス向上に努める。            国際試合を対象とすること、その他の売上向上や経営安定に大きな効果があると考えられる事項について、効果を適切に見積りながら、実施方法及び必要な措置等を検討する。</p> <p><b>(2) 繰越欠損金の早期解消</b>            売上向上及び経費節減に取り組む収益を確保することにより、平成20年、平成21年の2事業年度で、繰上償還を図って</p>	<p><b>スポーツ振興投票</b>            売上金として780億円、平成25年度以降の助成財源として145億円を確保することを目標とし、本年度は、次の事項に重点的に取り組む。</p> <p><b>(1) スポーツ振興投票の適正な実施</b>            (- 3 - B参照)</p> <p><b>(2) スポーツ振興投票の効果的・効率的な実施</b>            売上確保への取組  <b>ア 商品等検討の実施</b>            安定的な売上確保のため、現行商品の当たり易さ感の改良等を行うとともに、新商品の開発、売上機会の拡大などスポーツ振興投票事業の継続的な成長に向けた検討を行う。  <b>イ 販売チャネルの拡充</b>            以下の店舗等で販売を行いつつ、toto 特約店の新規獲得、新たな情報通信技術の活用などにより顧客サービスの向上に努める。            ( ) toto 特約店 (約2,300 店舗)            全国の toto 売場にて販売            ( ) コンビニエンスストア (約38,100 店舗)            ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、セブン-イレブンにて販売            ( ) インターネット            toto オフィシャルサイト、楽天銀行 toto サイト、ジャパンネット銀行サイト、Yahoo! toto サイト、楽天 toto サイト、三井住友銀行 SMBCtoto サイト、au toto サイトにて販売  <b>ウ スポーツ振興投票制度の趣旨の</b></p>	<p>スポーツ振興事業部</p>	<p>平成24年度の売上は、メディア向けイベントやテレビCMを中心とした効果的な広告・宣伝活動及び販売・決済手段の拡充等の取組により、当初の売上目標額(780億円)を大きく上回る約861億円となった。これにより、平成24年度の収益は、当初の目標額(217億円)を大幅に上回る約249億円(国庫納付金約83億円、スポーツ振興投票事業準備金繰入約166億円)を確保した。            また、経営管理業務に係るコンサルティング契約の見直し等により経費の節減を達成し、より適切かつ効率的な経費の執行に努めた。            以上のような取組により、事業計画を大きく上回って履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>S</p>	<p>P.69</p>

<p>長期借入金(95億円)の返済に努め、平成21年度末に繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つようにする。</p>	<p>普及・浸透</p> <p>( ) マスメディア等を通じた広報の実施      スポーツ振興投票制度が、我が国のスポーツ振興に重要な役割を果たしていることについて国民の理解を深めるため、CM、グラフィック、新聞等を活用して助成活動を紹介するなど、スポーツ振興投票制度の趣旨の普及・浸透に取り組む。</p> <p>( ) 「toto&amp;BIG SPORTS JAPAN PROJECT」の実施      スポーツ振興くじ助成の成果を報告するとともに、次の10年に向けて、スポーツ振興投票制度が一層社会へ普及・浸透することを目指し、平成23年から開始した「toto&amp;BIG SPORTS JAPAN PROJECT」事業(「Jクラブのホームタウンと連携した広報事業」)を、新たな活動エリアで引き続き実施する。</p> <p>( ) 助成団体等と協調した広報活動の実施      助成事業を広報へ活用するなど助成団体等と協調した以下の活動を充実する。</p> <p>a 新たにスポーツ団体を加えた助成認定式を公開で実施</p> <p>b 大規模なスポーツ大会やJリーグ以外のトップリーグの試合会場にバナーを設置</p> <p>c totoのロゴマークを入れたウェア、ユニフォーム等の助成対象化</p> <p>d オリンピアンを活用した取組の推進</p> <p>e 「SPORTS JAPAN アンバサダー」(女子柔道五輪金メダリスト谷本歩実氏ほか)による広報活動の推進</p> <p>エ 効果的・効率的な広告・宣伝の実施      BIGについて、テレビCMや交通広告等のマスメディアを通じた広告・宣伝の拡充を図る。その際には、新たな購入者の獲得や、購入者の定着に確実につながるよう、広告・宣伝の効果を検証した上で、効果的・効率的</p>				
---	---	--	--	--	--

	<p>に実施する。</p> <p>経営の安定化への取組  ア 効率的な運営による経費節減  経営管理業務や印刷・物流業務の見直しなど継続的に実施してきた成果を踏まえて、さらなる経費の最大限の節減に取り組む。</p> <p>イ 第三期事業実施体制の整備  2013年シーズンからの情報システム更改に向け、スポーツ振興投票事業の基礎的データや第三者の専門的知見を十分に踏まえ、情報システムの開発及び事業全般の円滑な移行を推進する。</p> <p>また、2013年シーズン以降も民間の経営手法を十分に活用するため、民間コンサルタントとの統合経営チームを引き続き設け、経営企画、システム企画、広告宣伝等の業務を実施する。</p>				
2 自己収入の確保及び予算の効率的な執行 運営費交付金以外の収入の増加などに努めることにより、自己収入の増加を図る。また、適切な業務運営を行うことにより、予算の効率的な執行を図る。	1 自己収入の確保及び予算の効率的な執行				
<p>(1) 運営費交付金以外の収入の増加等  命名権の導入、近隣の類似施設の状況を考慮しつつ施設利用料の見直し、園地の有効活用等運営費交付金以外の自己収入の増加を図るとともに、必要に応じ遊休資産の処分等を行う。</p> <p>なお、職員宿舎の用途に供していた習志野及び所沢の建物等については、平成20年度の売却を検討する。</p>	<p>(1) 運営費交付金以外の収入の増加等  運営費交付金以外の自己収入の増加を図るため、国立代々木競技場フットサルコートを整備を実施する。</p> <p>また、寄附金の受け入れ態勢を整備し、寄附の受入れ等の増加に努める。</p> <p>ただし、東日本大震災に伴う電力不足に対する国民生活維持の観点から、当分の間、電力使用量を抑制した施設利用形態とする。</p>	管理部	<p>命名権については、西が丘サッカー場への導入、及びナショナルトレーニングセンターの公募準備を行った。</p> <p>スポーツ施設においては、スポーツ競技大会の開催に支障のない範囲で文化的行事の利用促進を図るなど、自己収入の増加を図った。</p> <p>寄附の受入れ増加については、寄附金取扱規則に則り、受入態勢を整備し、個人からの寄附金を受け入れた。</p> <p>また、文部科学省からの委託事業を受託した。</p> <p>以上の取組の結果、一般勘定における自己収入については、年度計画の目標水準を確保した。</p> <p>以上のような取組により、年度計画を十分履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	A	P.72
<p>(2) 競争的資金の獲得  調査研究を行うに当たっては、積極的に外部からの競争的資金を獲得する。</p> <p>また、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に取り組む。</p>	<p>(2) 競争的資金の獲得  調査研究を行うに当たっては、積極的に競争的資金等外部資金を獲得するとともに、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に取り組む。</p>	JISS 受託事業推進室 (H24)	<p>調査・研究の活性化のため、積極的に競争的資金等外部資金の獲得に努め、科学研究費17件、民間研究助成金4件、文部科学省委託事業として「チーム『ニッポン』マルチサポート事業」等を受託した。</p> <p>「国立スポーツ科学センター公的研究費の不正防止等のガイドライン」(平成19年11月策定)に基づいて適切に会計処理を行い、研究費の不正使用防止等に取り組んだ。</p>	A	P.75

			以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。		
<b>(3) 予算の効率的な執行</b> 予算の執行に当たっては、節約を行うとともに、財務に係る情報を把握し、適切な業務運営を行うことにより、効率的な執行を図る。	<b>(3) 予算の効率的な執行</b> 予算の執行に当たっては、節約を行うとともに、管理会計の活用により財務情報を把握し、適切な業務運営を行い、効率的な執行を図る。	管理部	予算の執行に当たっては、具体的な収支見込に基づく年度計画予算の作成、予算執行計画の編成及び部門別予算執行管理といった管理会計の手法の活用により、財務情報を把握し、効率的な執行に努めた。 以上のような取組により、年度計画を十分履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。	A	P.76
<b>3 資金の運用及び管理</b> 専任の職（資金管理主幹）により、継続的に金利情報等の収集及び分析を行うとともに、運用基準等に基づき、安全かつ安定的な運用を図る。	<b>2 資金の運用及び管理</b> 安全かつ安定的な資金の運用を図るため、資金管理主幹により、継続的に資金の管理・運用に係る情報等の収集、分析及び提供を行うとともに、資金管理委員会を定期的に開催し、資金の運用状況を確認する。 また、必要に応じて、安全な金融機関の選択や効率的な金融商品の選択等に関する運用基準の見直しを行う。	管理部	証券会社等から金利情報等の収集、インターネットを利用した取引金融機関の格付け情報及び経営状況等の資料の収集・分析を行い、安全性の確保に努めた。 各部署、各勘定における資金の運用状況の確認や資金の管理・運用に係る情報の共有を図るため、必要の都度、資金管理委員会を開催し、資金運用計画の実施状況のフォローアップ及び次年度の資金運用計画（案）の審議等を行った。 以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。	A	P.77
<b>4 期間全体に係る予算（人件費の見積りを含む。）</b> (1) 総計 別表 - 1のとおり (2) 投票勘定 別表 - 2のとおり (3) 災害共済給付勘定別表 - 3のとおり (4) 免責特約勘定 別表 - 4のとおり (5) 一般勘定 別表 - 5のとおり <b>5 期間全体に係る収支計画</b> (1) 総計 別表 - 6のとおり (2) 投票勘定 別表 - 7のとおり (3) 災害共済給付勘定別表 - 8のとおり (4) 免責特約勘定 別表 - 9のとおり (5) 一般勘定 別表 - 10のとおり <b>6 期間全体に係る資金計画</b> (1) 総計 別表 - 11のとおり (2) 投票勘定 別表 - 12のとおり (3) 災害共済給付勘定別表 - 13のとおり (4) 免責特約勘定 別表 - 14のとおり (5) 一般勘定 別表 - 15のとおり	<b>3 平成24年度の予算（人件費の見積りを含む。）</b> (1) 災害共済給付勘定 別表 - 1のとおり (2) 免責特約勘定 別表 - 2のとおり (3) 一般勘定 別表 - 3のとおり <b>4 平成24年度の収支計画</b> (1) 災害共済給付勘定 別表 - 4のとおり (2) 免責特約勘定 別表 - 5のとおり (3) 一般勘定 別表 - 6のとおり <b>5 平成24年度の資金計画</b> (1) 災害共済給付勘定 別表 - 7のとおり (2) 免責特約勘定 別表 - 8のとおり (3) 一般勘定 別表 - 9のとおり	管理部	<b>1 予算</b> 投票勘定は、売上向上効果が期待できる事項への取組等により、スポーツ振興投票事業収入が計画額を大幅に上回った。 一般勘定は、平成24年度補正予算にて措置された政府出資金に係る収入が発生した。 また、国立競技場運営事業は、国立競技場の改築に向けた調査費等の増により、運営費が計画額を上回った。 一般管理費は、給与水準の抑制及び給与減額特例措置により、計画額を下回った。 <b>2 収支計画</b> 投票勘定は、売上向上効果が期待できる事項への取組等により、スポーツ振興投票事業収入が計画額を大幅に上回った。 受託事業は、文部科学省委託事業「チーム『ニッポン』マルチサポート事業」、「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業」、「メダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業」及び「国際競技大会情報ネットワーク形成支援事業」の受託金額の増により、収入が計画額を上回った。 <b>3 資金計画</b> 適正に実施した。 以上のような取組により、法人全体としては年度計画等を十分履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。	A	P.78
<b>短期借入金の限度額</b>	<b>短期借入金の限度額</b>				
業務運営上必要な短期借入金の限度額は、10億円とする。	運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により緊急に資金の調達が必要となった場合は、短期借入金の限度額（1	管理部	実績がないため、該当なし。	-	P.87



	0億円)の範囲内で借入れを行う。				
<b>重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b>	<b>重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b>				
職員宿舎の用途に供していた建物、構築物及び土地(千葉県習志野市泉町2-6-11、埼玉県所沢市榎町9-10)を譲渡する。	職員宿舎及び検査・研修施設の用途に供していた建物、構築物及び土地(千葉県習志野市泉町2-6-11、埼玉県所沢市榎町9-10、東京都杉並区阿佐ヶ谷北3-29-12)を国庫納付する。	管理部	国との協議を踏まえ、中期計画及び年度計画に沿って重要な財産を国に譲渡(現物納付)した。 以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。	<b>A</b>	P.88
<b>剰余金の使途</b>	<b>剰余金の使途</b>				
決算において剰余金が生じたときは、次の事項に充てる。 1 スポーツ施設の保守・改修 2 スポーツ振興基金助成事業の充実 3 情報通信技術関連機器の整備 4 人材育成、能力開発 5 職場環境の改善 6 広報、成果の発表・展示 7 主催事業及び調査研究事業の充実	1 スポーツ施設の保守・改修 2 スポーツ振興基金助成事業の充実 3 情報通信技術関連機器の整備 4 人材育成、能力開発 5 職場環境の改善 6 広報、成果の発表・展示 7 主催事業及び調査研究事業の充実	管理部	実績がないため、該当なし。	-	P.89

その他業務運営に関する重要事項

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	事業担当部署	定性的評価及び評定理由	評定	業務実績 報告書 該当ページ
<p>その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p>				
<p><b>1 施設及び設備に関する計画</b> 別表-16のとおり 施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることにかんがみ、長期的視野に立った整備計画を策定し、計画的に施設整備を推進する。 また、施設の管理運営に当たっては、維持保全を確実に実施することにより、利用者の安全の確保に万全を期する。 さらに、利用者本位の立場から、利用者の安全確保を考慮した施設の整備や改善を進めつつ、高齢者・身体障害者等にも配慮した施設とする。</p>	<p><b>1 施設及び設備に関する計画</b> 2019年に開催が決定しているラグビー・ワールドカップ及び2020年の東京オリンピック・パラリンピック招致を視野に入れた、国立霞ヶ丘競技場の改築に向けた調査を適切に実施する。 施設整備・管理の実施(別表-10のとおり)に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることにかんがみ、長期的視野に立ち策定した整備計画に基づき、計画的に施設整備を推進するとともに、東日本大震災に伴う修繕を行う。 また、施設の管理運営に当たっては、維持保全を確実に実施することにより、利用者の安全の確保に万全を期する。 さらに、利用者本位の立場から、利用者の安全確保を考慮した施設の整備や改善を進めるとともに、利用者の利便性に配慮した整備や改善を行う。</p>	<p>管理部 新国立競技場設置本部 国立競技場JISS 国立登山研修所</p>	<p>長期的視野に立って策定した施設整備計画に基づき、順次施設整備工事を実施した。また、国立霞ヶ丘競技場改築に向けた基本計画策定準備を行った。 各施設の維持保全に当たっては、運転監視、保守点検に努め、必要に応じて修繕を行うほか、施設管理部門を中心として日常的な点検を行い、危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて修繕を実施した。また、施設の永年の使用により経年劣化が著しい部分の更新工事等を実施した。 また、利用者アンケートに基づく国立競技場施設の改修等や、国立スポーツ科学センターの施設整備においては、風洞実験装置及びハイパフォーマンスジムの整備を行うなど、利用者の安全確保や利便性向上に配慮した整備を行った。 以上のような取組により、年度計画を十分履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.90</p>
<p><b>2 人事に関する計画</b></p>	<p><b>2 人事に関する計画</b></p>				
<p>業務の実情に応じて、民間競争入札(包括的業務委託)の実施及び執務体制の見直しを図ることにより、効率的な組織体制を構築する。また、研修の実施により優れた人材を育成する。 <b>(1) 人員に関する指標</b> 当該中期目標の期間中、業務運営の効率化、民間競争入札(包括的業務委託)の実施、執務体制の見直しなど効率的な組織体制の構築を図ることにより計画的な合理化減を行い、常勤職員数の削減を図る。 なお、職員の採用は、任期付任用、業務に関し高度な専門性を有する者の選考採用について検討しつつ計画的に行う。 (参考1)</p>	<p><b>(1) 人員に関する指標</b> 業務運営の効率化、包括的業務委託の実施、執務体制の見直しなど効率的な組織体制の構築を図ることにより計画的な合理化減を行い、常勤職員数の削減を図る。 なお、職員の採用は、任期付任用、業務に関し高度な専門性を有する者の選考採用について検討しつつ計画的に行う。</p>	<p>管理部</p>	<p>業務運営の効率化、執行体制の見直しなど、効果的な組織編成や業務量を考慮した人員配置を行い、効率的な組織体制を構築した。また、将来の管理職員を育成するため、職員の年齢構成に留意しつつ、中堅層の課長補佐職への昇任人事を行った。 職員の採用については、非常勤職員からの職員登用制度、任期付任用(有期雇用による任用)を推進するなど、中期計画に掲げる人員数を考慮して計画的に実施した。 現在、常勤職員数は327人(平成25年3月31日現在)となっている。 以上のような取組により、年度計画を上回って履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.93</p>

<p>常勤職員数の状況  期初の常勤職員数 360人  期末の常勤職員数の見込み 338人  (参考2)  中期目標期間中の人件費総額見込み 14,331百万円  ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。</p>					
<p>(2)人材の育成等  研修の実施  職員の能力開発及び高度な専門知識や技術を持った人材を育成するため、職員の能力向上に重点をおいた研修の内容や体系の充実を図り、職員の自己研鑽を推進する。  職場環境の充実  セクシャル・ハラスメントの防止、メンタルヘルスについての管理体制の充実を図る。  危機管理体制等の充実  災害時等緊急時に即応可能な体制の充実を図る。</p>	<p>(2)人材の育成等  研修の実施  職員の能力開発及び高度な専門知識や技術を持った人材を育成するため、職員の能力向上に重点をおいた研修を計画的に実施し、職員の自己研鑽を推進する。  また、「スポーツ基本法」「スポーツ基本計画」等を踏まえた、センターの事業・業務に必要な人材育成の在り方の検討を行う。  職場環境の充実  担当職員の研修派遣や有効な情報についてポスターやグループウェアによる周知を行うなどにより、ハラスメントの防止、メンタルヘルスについての管理体制の充実を図る。  危機管理体制等の充実  法人の事業・業務全体における危機管理体制の強化を図る。  また、防災訓練や火災予防点検の実施、自衛消防技術認定証等の資格取得を推進するとともに、消防・防災関係情報や緊急連絡名簿等を常に最新のものに更新するなど、災害時等緊急時に即応可能な体制の充実を図る。  男女共同参画の推進  男女共同参画についての基本計画に基づき、両立支援策の整備及び人材登用における均等施策等を推進する。</p>	<p>管理部  経営戦略部</p>	<p>研修計画に基づき、職員の資質向上を目的とする職階別研修及び広報・情報発信力、リスクマネジメント等の専門研修を実施し、延べ698人が参加した。一般研修、リスクマネジメントトレーニング等の研修においては、研修終了後にアンケートを実施し、満足度等の把握及び研修成果の検証を行うとともに、今後の研修充実のための参考とした。  職場環境の充実については、ハラスメント防止のための相談体制の整備及び苦情相談員の資質向上のため、外部研修に派遣した。また、メンタルヘルス研修や衛生委員会の開催、男女共同参画に係る取組の推進など、職場環境の改善に取り組んだ。  危機管理体制の充実については、緊急時及び平時のメディア対応の資質向上のため、専門家による役員の個別取材トレーニングを実施し、緊急事態対応ガイドラインを全役職員に周知するとともに、災害への備えとして、防寒用アルミブランケット等の配置並びに非常食及びトイレの備蓄を進めた。  また、各スポーツ施設における防災訓練による災害時等緊急時に即応可能な体制の整備や、施設管理を行う上で必要となる防火管理者等の資格取得により、防災対策の整備に努めた。  以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.94</p>

<p><b>(3) 研究職員の資質向上</b>  研究職員については、質の高い研究・支援を推進するため、任期付任用制度の活用、職の公募等により、優れた人材の確保と資質向上を図る。</p>	<p><b>(3) 研究職員の資質向上</b>  研究職員については、質の高い研究・支援を推進するため、任期付任用制度の活用、職の公募等により、優れた人材の確保と資質向上を図る。</p>	<p>管理部 J I S S</p>	<p>J I S Sの研究職員（専門職員を含む。）については、今後とも任期付任用者の雇用を進めていくとともに、定員内研究職員の確保についても努めることとしている。</p> <p>研究等の職員については、73人の任期付任用者を雇用しており、常時研究部門に従事する常勤職員101人の内、約72%が任期付任用者となっている。</p> <p>優れた人材の確保については、当該専門職種の有資格者を統括する法人に募集要項の掲出を依頼するなど、応募者拡充の方途を充実させ、人材の確保に努めた。</p> <p>また、医科学セミナーを実施し、資質向上に努めた。</p> <p>以上のような取組により、年度計画どおり履行し、中期計画に掲げる目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.97</p>
<p><b>3 積立金の使途</b>  前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。</p> <p>(1) 災害共済給付及び免責特約に係る事業  (2) スポーツ振興基金助成事業の充実  (3) 児童生徒等健康保持増進事業  災害共済給付システムの整備  児童生徒等の健康の保持増進に係る業務の推進</p>	<p><b>3 積立金の使途</b>  (1) 災害共済給付及び免責特約に係る事業  (2) スポーツ振興基金助成事業の充実  (3) 児童生徒等健康保持増進事業  災害共済給付システムの整備  児童生徒等の健康の保持増進に係る業務の推進</p>	<p>管理部</p>	<p>前中期目標期間繰越積立金については、児童生徒等の健康の保持増進に係る業務の推進の財源とし、中期計画に定めた財源として適正に使用した。</p> <p>以上のような取組により、年度計画を十分履行し、中期計画に掲げた目標を達成した。</p>	<p>A</p>	<p>P.99</p>

## J I S S外部評価結果

---

国際競技力向上のための研究・支援業務の推進方策、計画、進捗状況及び成果について点検・評価を行うため、国立スポーツ科学センター業績評価委員会規程（平成15年10月1日制定）に基づき、外部の有識者で構成する外部評価委員会において実施事業の評価を実施した。

### 【評価の対象事業】

- ① スポーツ医・科学支援事業
- ② スポーツ医・科学研究事業
- ③ スポーツ診療事業
- ④ スポーツ情報事業

### 【評価基準】

- S…実施計画を十分に履行し、計画以上の成果を上げている。
- A…実施計画を十分に履行し、着実に成果を上げている。
- B…実施計画をほぼ履行し、概ね成果を上げている。
- C…実施計画を十分に履行しておらず、業務の改善が必要である。
- F…実施計画を履行しておらず、抜本的な改善が必要である。

事業名	スポーツ医・科学支援事業(アスリートチェック/医・科学サポート)	事業部会長	平野 裕一	評価委員氏名	定本朋子 / 鈴木大地 / 高松薫
-----	----------------------------------	-------	-------	--------	-------------------

<b>1. 事業実績</b>			
2012年度に実施したアスリートチェックの実施者数は、1286名(男子673名、女子613名)であり、前年度(1,410名:男子763名、女子647名)より減少した。			
(1) NF要望チェック 2012年度のNF要望チェック実施者数は、690名(男子388名、女子302名)であり、前年度(807名:男子421名、女子386名)より減少した。			
(2) 派遣前チェック 2012年度は、第30回オリンピック競技大会(2012/ロンドン)、第27回ユニバーシアード競技大会(2013/カザン)および第6回東アジア競技大会(2013/天津)の派遣前チェックを実施した。実施者数は、596名(男子285名、女子311名)であり、前年度(603名:男子342名、女子261名)より減少した。			
<医・科学サポート> 2012年度は、以下の8サポート分野について 測定・分析、啓発・研修の2つに分類して活動した。			
(1)フィットネスサポート、(2)トレーニング指導、(3)心理サポート、(4)栄養サポート、(5)動作分析、(6)レース・ゲーム分析、(7)映像技術サポート、(8)情報技術サポート			
測定・分析活動 夏季競技20種別、冬季競技9種別から寄せられたサポート要請をもとに、それを113の活動単位に分類・整理して、それぞれに責任者及び実施メンバーを配置してサポート活動を展開した。			
JISS内体力測定: 2012年度のJISS内体力測定実施者数は、277名(男子166名、女子111名)であり、前年度実績(330名:男子206名、女子124名)より減少した。			
啓発・研修活動 NFから寄せられたサポート要請をもとに、栄養、心理、トレーニング、映像技術及び情報技術等の専門スタッフの知見を活用し、チーム対象の講習会及び選手個人対象の指導・相談を実施した。また、競技を問わず広く参加者を募集する個人参加型の講習会及び心理・栄養・トレーニングの3分野合同の講習会などを開催した。			
	トレーニング指導	栄養	心理
講習会:	31回	41回	26回
個別指導・相談(延べ):	3,216回	208回	470回

(単位:千円)

<b>2. 予算執行状況</b>				
区分	当初予算額(A)	変更予算額(B)	執行額(C)	執行率(C)/(B)
収入予算(アスリートチェック)	33,413	34,293	35,410	103.3%
支出予算(アスリートチェック)	3,090	3,090	3,331	107.8%
支出予算(医・科学サポート)	40,783	40,675	40,007	98.4%
国内旅費交通費	4,435	4,570	4,561	99.8%
国外旅費交通費	11,100	13,153	13,681	104.0%
備品消耗品費	15,630	11,334	10,441	92.1%
諸謝金	2,006	2,030	1,928	95.0%
その他	7,612	9,588	9,396	98.0%
共通経費	1,127	1,235	979	79.3%

<b>3. 数値目標に対する達成度</b>			
項目	目標値(A)	実績(B)	達成度(B)/(A)
<アスリートチェック>			
NF要望チェック数	650件	690件	106.2%
派遣前チェック数	300件	596件	198.7%
<医・科学サポート>			
サポート競技	30種別	29種別	96.7%
サポート活動単位	100件	113件	113.0%
講習会	60件	96件	160.0%
個別指導・相談	7,000件	3,896件	55.7%

<b>4. 評価</b>			
評価の視点	説明		
<アスリートチェック>			
改善	JOCと協議の上、H24年度のユニバーシアード(カザン、ロシア)から、派遣前チェックではメディカルチェックとメンタルチェックのみを実施することにした。さらに、H25年度からは、NF要望チェックでもメディカルチェックのみを実施することとし、両チェックでの体力測定は医・科学サポートで実施することとした。 NFや地域のスポーツ科学センターにおいて目標値、参照値として活用してもらうために、心理と栄養のチェックデータ集を作成した。		
効果	メディカルチェックと体力測定の両方を効率的・効果的に実施するための改善であるが、効果の検証はこれからである。ただ、派遣前チェックでの選手の負担は軽減され、体力測定者の労力も軽減された。そして、NFのニーズにあった体力測定項目を実施できる体制になった。		
課題	5名以下でのチェック申し込み、間際の申し込みや人数変更、派遣前とNF要望との日程調整の難しさがあるので、チェックの手続きを改めてNFに周知するとともに、柔軟な受け入れ体制を検討する必要がある。 体力測定を医・科学サポートで対応すると、NF間共通の測定項目が少なくなる。		
<医・科学サポート>			
改善	ロンドン五輪に向けて、質の高い映像技術の導入により、映像の収集・分析・発信の方法は洗練された。マンパワーの不足、特に試合の撮影、分析スタッフの不足を、外部協力者を得てある程度は解消できた。JISS科学会議およびJOC情報・医・科学合同会議などにおいてサポートを紹介し、NF側の理解を深めた。さらにリオ五輪に向けて、JISS内では競技種目系ごとのミーティングを開き、ロンドン五輪に向けたサポートを振り返る場とした。		
効果	質の高い映像技術の導入のおかげで、柔道、レスリング、フェンシングなどの対戦競技のサポートにおいて、戦術立案に更なる貢献ができた。ロンドン五輪までのサポートの振り返りにより、JISSの医・科学サポートのあるべき姿が明らかになりつつある。		
課題	サポート内容・方法の洗練化において、フェンシング、トライアスロン、女子マラソンなどで選手のコンディションチェックを試みたが、十分な成果をあげていない。 動作分析、レース分析サポートでの撮影要望が多く、DiTS講習会での人材育成ではまだマンパワーが不足している。栄養、心理、トレーニング指導、リハビリテーションのサポートスタッフもまだ不足している。リオ五輪に向けてのサポート計画について、今後、NFとより綿密な打ち合わせを行う必要がある。		
自己評価委員会評価	A	業績評価委員会評価	A

S:計画を十分に履行し、計画以上の成果を上げた。 A:計画を十分に履行し、着実に成果を上げている。 B:計画をほぼ履行し、概ね成果を上げている。 C:業務の改善が必要である。 F:抜本的な改善が必要である。

<b>5. 全体コメント</b>	
自己評価委員会コメント	
アスリートチェックでの体力測定の扱い、医・科学サポートでのサポートの質の向上、マンパワーの確保、サポートを振り返る場の設定など、H24年度事前評価で計画した改善は概ね達成できたと考える。ただし、医・科学サポートでのマンパワー不足は引き続きの課題である。「数値目標」では、派遣前チェック数の目標値は各大会の派遣人数を想定して定めたが、実際には派遣候補者も含めてチェックに訪れた競技団体が多かったため、その達成度が高くなった。	
業績評価委員会コメント	
・アスリートチェックについて 評価できる点: 数値目標をほぼ達成していること 心理と栄養のチェックデータ集を作成したこと、など 予算の執行率(収入、支出):特に問題はない	
・医科学サポートについて 評価できる点: 数値目標をほぼ達成していること 質の高い映像技術を導入したこと、など 予算の執行率(支出):特に問題はない	
・課題はマンパワーの確保 十分に評価できる。課題として挙げられた4つの見直しを次年度の事前評価で具体的に出来た。	
・映像の収集・分析・発信により、ロンドン五輪等で各競技団体に多大な支援を行い、競技力向上に貢献された。	
・「柔道・レスリング・フェンシング等で戦術立案で貢献した」とあるが、競技間で成果には相違が見られる。その相違を客観的に分析し、競技団体に進言・提言・議論してもよいところまでできているのではないかと。	

事業名	スポーツ医・科学研究事業	事業部会長	高橋英幸	評価委員氏名	定本朋子/芝山秀太郎/高松薫/村山正博
-----	--------------	-------	------	--------	---------------------

<p><b>1. 事業実績</b></p> <p>平成24年度は、別紙・研究課題毎の評価票にある12研究課題を実施するとともに、平成25年度からの研究事業計画立案作業を行った。各研究課題の詳細は、個別研究課題評価票を参照していただきたい。</p> <p>事業運営管理としては、計7回のスポーツ医・科学研究事業部会を開催して、事業運営上の課題解決のための議論や事業計画の立案作業を行った。その結果として、主に、以下のような改善を行った。</p> <p>①英文雑誌へ論文を投稿する場合の英文校正や投稿料の支出に関して、実際に生じるEditor等との数回のやりとりに対応できる支出体制を整備した。</p> <p>②JISSが発刊するJapanese Journal of Elite Sports Support(JJESS)に支援活動の報告を投稿しやすいうように、投稿規定の改正を行った。</p> <p>③JISS研究員およびJISSの国際的アピール、学術分野における国際的ステイタスの向上を支援するために、英文雑誌の査読にかかる費用を公費から支出できる体制を整備した。</p> <p>また、JISS内における研究成果の共有と、JISS事業における成果の活用促進を目的として、スポーツ医・科学支援事業と連携してH23年度の研究成果報告会を開催した。</p> <p>平成25年度からの研究事業計画および研究テーマの検討にあたっては、リサーチカンファレンスを2回開催して、外部有識者からのご意見を伺った。リサーチカンファレンス委員からの提案に基づき、直近4年間にAIS、USOC、EISから発表された研究論文の調査を実施するとともに、国内のスポーツ関連学会長及び体育系大学学部長等に対してアンケート調査を実施した。これらの調査結果を基に、JISS内でワーキンググループを作ってJISSで行うべき研究を検討するとともに、研究事業部会において、研究事業における研究実施体制の見直し作業を行った。</p> <p>外部資金獲得としての科研費研究実績としては、前年度からの継続研究が12件、H24年度新規採択研究が4件(採択率19%、新規採択4件/新規申請21件)であった。</p>
--

<p><b>2. 実施体制</b></p> <p>スポーツ医・科学研究事業全体の運営・管理を行う場所として、スポーツ医・科学研究事業部会を設置し、そこで、事業実施上の取り決めや解決すべき課題の検討を行った。また、JISS内部評価に関しても、スポーツ医・科学研究事業部会を主体として実施した。</p> <p>各研究課題には、具体的な活動単位であるプロジェクトの統括を行う研究代表者を配置した。各プロジェクトには、実際の研究を行い、プロジェクトのまとめ・推進役を担うプロジェクトリーダーを配置した。</p> <p>また、中期計画、全研究課題の最終年度であるH24年度に関しては、H25年度からの主要研究を検討するためにワーキンググループを設置して検討を行った。</p>
--

<b>3. 予算執行状況(2013年3月31日時点)</b>				
区分	当初予算額(千円)	変更予算額(千円)(A)	執行額(千円)(B)	執行率(B)/(A)
プロジェクト研究予算	80,768	74,034	61,666	83.3%
共通予算	30,824	37,558	33,989	90.5%
(内訳) 国外旅費	2,700	1,220	1,314	107.7%
国内学会参加旅費	4,400	4,030	3,823	94.9%
購読雑誌契約料	4,000	3,806	3,833	100.7%
ソフトライセンス料	4,175	5,198	5,258	101.2%
備品・消耗品費	5,961	18,150	13,131	72.3%
その他	9,588	5,154	6,630	128.6%

<b>4. 数値実績(全研究期間)</b>		
項目	目標値(件)	実績(件)
強化現場への知見の提供件数	272	275
学術雑誌への論文掲載件数	108	66
スポーツ関連雑誌への原稿掲載件数	74	40
学会・研修会発表件数	208	246

<b>5. 評価</b>			
評価の視点	説明		
研究全体の進捗状況	競技者を被験者とした研究では、スケジュール調整に難航したり、使用予定の新規導入機器・施設の納品・完成の遅れなどから、予定した課題の一部を実施できなかったプロジェクトもあるが、全体としては順調に進めることができたと考えられる。 全研究課題の最終年度にあたり、部会としては、リサーチカンファレンスや調査を実施して、H25年度からの事業計画立案作業を計画的に進めることができた。		
予算の執行状況	毎年10月に、事業全体の予算執行状況の確認と予算計画の見直し(二次執行計画立案)を行い、予算執行状況の確認を行った。節約も意識しながら執行したこともあり、全体としての執行率は84%程度にとどまったが、その中で、左記のように一定の成果を挙げることができた。執行残に関しては、大型研究備品の整備や更新などに割り振られ、組織として有効活用された。		
数値実績	4年間、または、2年間の研究期間の中で、左記のような数値実績を上げることができた。研究毎に差はあるが、全体として、現場への知見の提供件数が平均71.0件/年、学会等への発表件数が平均66.5件/年と、目標値以上の、比較的多くの実績を残すことができた。論文件数は平均16.8件/年にとどまったが、今後、まとめた成果がさらに投稿・発表されることが期待できる。		
競技力向上への貢献	被験者へのデータフィードバックも含め、可能な範囲で、積極的に強化現場へ研究成果の応用が行われたが、全体として、将来的な競技力向上へ役立つ成果を創出・蓄積する部分が多かったと考えられる。しかしながら、これらの成果は、より高度な知見を活用した支援活動、そして、より高度な実践的研究に結び付き、将来的な競技力向上に大きく貢献することが期待できる。		
自己評価委員会評価	A	業績評価委員会評価	A

S:計画を十分に履行し、計画以上の成果を上げた。 A:計画を十分に履行し、着実に成果を上げている。 B:計画をほぼ履行し、概ね成果を上げている。 C:業務の改善が必要である。 F:抜本的な改善が必要である。

<b>6. 全体コメント</b>	
自己評価委員会コメント	<p>事業全体の運営として、研究事業部会を中心として研究環境の整備や研究成果創出促進のための改善を行ってきた点はおおいに評価できると考えられる。しかしながら、研究員個々人のレベルでは、マルチサポートを含めた支援事業とのエフォート配分調整を十分にできなかった部分もあった。この点に関しては、H24年度の組織改編を活かしながら、今後、配慮すべき課題であると考えられる。</p> <p>また、中期計画を終了するにあたり、リサーチカンファレンス、アンケート調査等を実施するとともに、事業部会、ワーキンググループでの検討を行い、H25年度からの、JISSの特徴を活かした、そして、より強化活動に活かすことのできる、新たな事業、研究計画を立案することができたと考えられる。</p> <p>個々の研究課題の成果に関しては、研究の性質により数値実績に違いはあったが、各研究目的を達成し、着実に成果を上げることができたと考えられる。強化現場に活用可能な部分ではできる限り応用するとともに、今後の強化活動、そして、JISS機能の向上に有用となる多くの知見を得ることができた。学術論文に関しては、研究のまとめを経て、これからさらに投稿されることが期待できる。</p>
業績評価委員会コメント	別紙参照

## スポーツ医・科学研究事業(総括)

## 業績評価委員会コメント

## &lt;評価&gt;

- 1) 評価できる点: 事業部会を7回開催し、運営上の問題点を解決しようとしたこと  
 数値目標をおおむね達成していること  
 研究実績のリストを示したこと  
 リサーチカンファレンスを開催し、次期の研究計画を早めに立案したこと、など
- 2) 予算の執行率: 特に問題はない

## &lt;問題点&gt;

自己評価、自己評価委員会の評価のしかたを抜本的に見直す必要があるのではないか。  
 目標値(根拠が薄弱)と実績(終了までに未完成)をもとにして評価することに意味があるのか。  
 評価票をもとに量的評価を試みた。各課題、各プロジェクトの研究成果をそれなりに把握できるが、いくら操作的に処理してももうひとつ物足りないものがある。  
 自己評価、自己評価委員会による評価ともに、評価の観点が明確ではないのではないか。  
 評価結果を課題間、プロジェクト間で比較した場合に、誰もが理解できるものにしておくことが重要であろう。  
 評価が主観的になっているように感じることがある。

## &lt;提案&gt;

いくつかの観点から質問項目を作成し、それに対する回答(5件法など)をもとにした評価方法を考案する。質問項目には数値実績を問う項目も加えておく。(質的評価+量的評価、主観的評価+客観的評価)

## a. 質問項目の例(チェックシートの作成)

- 研究の学術的意義、競技力向上からみた意義
- 独自性、新規性、必要性、有用性、など
- 研究計画の妥当性
  - ・研究内容と研究方法、JISS内外での人的協力体制、研究の施設・設備、経費(外部資金を含む)、など
  - ・研究計画の満足度
- 研究実施の充実度・満足度、負担度(エフォート)
- 研究成果の満足度
  - ・研究成果の学術的価値
  - ・研究成果の競技力向上の対する貢献度
  - ・研究成果の波及効果

## b. 評価方法の手順

- 各課題、各プロジェクトによる自己評価: 質問紙により評価を行う。
- 自己評価委員会による評価: 回答結果、ヒアリングなどにより評価を行う。
- 業績評価委員会による評価

- ・予算の執行状況を含め、競技力向上という視点に合わせ、真剣に研究活動が行われている。今後もこのJISSの精神の普及にがんばって欲しい。
- ・オリンピックはメダル獲得につながってようやく研究成果が評価されるという点で、ほかの研究成果とは異なると思う。
- ・各課題(プロジェクト)間における達成度に違いがあるが、全体としては着実に成果を上げているといえる。



国立スポーツ科学センター業績評価委員会 平成24年度事後評価票

事業名	スポーツ診療事業	事業部会長	奥脇 透	評価委員氏名	三ツ谷洋子 / 村山正博
-----	----------	-------	------	--------	--------------

3

<b>1. 平成24年度事業実績</b>				
<b>(1) 外来診療事業</b>				
<p>診療受診者は、15,519名と過去最多の受診数であった。このうち、リハビリテーション部門が8,422名と過半数を占めており、スポーツ外傷・障害からの競技復帰を目指すアスレティック・リハビリテーションばかりでなく、シーズン途中のコンディショニングにもJISSスポーツクリニックを利用するケースが増えている。また臨床検査部門も1,700件を越え利用者数が前年度に比べて大幅に増加した。</p> <p>ロンドンオリンピックに関しては、クリニックからも医師1名、薬剤師1名およびアスレティック・トレーナー2名の計5名をマルチサポートハウスに派遣して協力した。なお、今回の代表選手293名中、この1年間にJISSクリニックを診療で利用した選手は236名(81%)であった。</p>				
<b>(2) メディカルネットワーク事業</b>				
<p>レスリングの国際大会(オリンピック代表獲得試合)および競泳のオリンピック前高地強化合宿に延べ3名を派遣し、競技団体スタッフとの連携を図った。また、JOC医学サポート部会との連携により、第30回オリンピック競技大会(2012/ロンドン)に本部ドクター3名、競技団体トレーナー2名を派遣した。さらに、競技団体のメディカルスタッフとの連携を高めるために、第2回JISS-NFドクター協議会と、IFスポーツ医学委員協議会(2回)を開催した。</p> <p>外部医療機関との連携については、東芝病院の44件を筆頭に東京医科歯科大学、順天堂大学および東京通信病院などの連携病院を中心に、延べ235件の診療情報提供(27の都道府)を行い、手術症例の紹介やアスレティック・リハビリテーションの受け入れなどで連携を図った。</p> <p>また、女性特有の問題など、女性アスリートが抱える悩みを相談できる専用電話相談窓口を設置して、延べ17名22件の相談に対応した。</p>				

<b>2. 実施体制</b>				
<p>(1) スポーツ診療事業部会を設置して適正な事業運営を図る。</p> <p>(2) スポーツ診療事業を統括する責任者を置く。</p> <p>(3) 事業の実施に当たっては、常勤医師及び非常勤医師を配置して行う。</p>				

<b>3. 予算執行状況</b>				
区分	当初予算額(A)	変更予算額(B)	執行額(C)	執行率(C)/(B)
収入	35,760	32,908	30,461	92.6%
支出				
旅費交通費	388	347	232	66.9%
備品消耗品費	26,540	25,767	25,963	100.8%
その他	2,531	2,531	2,676	105.7%
共通予算	6,261	8,010	9,005	112.4%
支出合計	35,720	36,655	37,876	103.3%

<b>4. 数値目標に対する達成度</b>			
項目	目標値	達成値	達成度
診療数	12,500	15,519	124%
メディカルネットワーク件数	6回	6回	100%

<b>5. 評価</b>			
評価の視点	説明		
事業実績	通常の診療事業に加え、第30回オリンピック競技大会(2012/ロンドン)に向けて、競技者のケアやコンディショニングについてサポート行い、大会中もマルチサポートハウスの運営に協力した。メディカルネットワーク事業ではJISS-NFドクター協議会を開催し、相互の連携を図った。		
実施体制	診療事業部会(1回)、メディカルセンター部会(5回)を開催し、スポーツ診療事業の課題や危機管理についての情報の共有や事業の推進に努めた。		
予算執行状況	全体的にはほぼ適切に執行できた。		
数値目標に対する達成度	ほぼ達成することができた。		
自己評価委員会評価	A	業績評価委員会評価	A

S:計画を十分に履行し、計画以上の成果を上げた。 A:計画を十分に履行し、着実に成果を上げている。 B:計画をほぼ履行し、概ね成果を上げている。 C:業務の改善が必要である。 F:抜本的な改善が必要である。

<b>6. 全体コメント</b>	
自己評価委員会コメント	<p>外来診療、メディカルネットワークともに計画を十分履行し、着実に成果を上げている。ロンドンオリンピックに関しては、本部ドクターを派遣し競技団体のドクターやトレーナーとの連携を図った。また、マルチサポートハウスの運営についても協力した。さらに女性特有の問題など女性アスリートが抱える悩みを相談できる専用電話相談窓口を設置し、対応した。</p>
業績評価委員会コメント	<p>・成果は十分評価できるが、その内容の詳細を公表していただきたい。</p> <p>・外部組織とのネットワークを構築し、継続的な活動を推進していくことで、選手のパフォーマンスを支える機関として、信頼を得てきているように思う。</p> <p>・女性アスリートへの対応も、よりきめ細かく続けていくよう期待したい。</p>

国立スポーツ科学センター業績評価委員会 平成24年度事後評価票

事業名	スポーツ情報事業	事業部会長	白井 克佳	評価委員氏名	芝山秀太郎 / 鈴木大地 / 三ツ谷洋子	4
本事業の目的	競技力向上に資する戦略・事業立案のため高次情報をネットワークを介して提供すること					
有効性・インパクト	<p>インテリジェンスプログラムは、国際競技力向上に資する各種情報を収集、加工、分析し、文部科学省、JSC意思決定者、JOC、NF、地域等のスポーツ関係機関へ提供することを通じて、我が国の国際競技力向上を情報面から支援することを目的としている。総合型国際競技大会において設置する東京Jプロジェクトでは日本選手団に多様な情報提供を行い、情報面から日本選手団を支えている。</p> <p>平成24年度は文部科学省、JSCやJOCより、我が国トップ競技者の実力水準や海外強豪国のスポーツ施策等に関する情報提供の依頼を受け、対応した(年間152件)。提供した情報は、文部科学省ロンドン・ソチタスクフォースでの検討材料、ロンドン検証チームの資料、平成25年度マルチサポートターゲット競技選定資料になるなど、我が国の国際競技力向上政策・施策立案のための資料として活用された。競技スポーツに関する情報機関としての役割を十分果たしていると言える。</p> <p>ネットワークプログラムについては、平成24年度のメーリングリストへの登録者数は1600名を超え、JISS情報ネットワークは拡大している。また、ネットワークプログラムにおいて展開している地域タレント発掘事業は、平成23年度において全国で12事業となり、国際競技力向上におけるJISSと地域の連携の中核的プログラムとなっている。これらのタレント発掘事業を通して、現在、1201名の優れた素質を有する地域タレントプールの育成されている。また、このなかから13名が国際レベルの競技大会に出場しており、メダルポテンシャルアスリートプール拡大に寄与している。</p> <p>情報事業は、従来にない国際競技力向上のフレームやスキームの創出に寄与しており、その有効性は高いと考えられる。</p>					
妥当性	インテリジェンスプログラムにおいて提供した各種情報は、文部科学省、JSC、JOC、地方公共団体における戦略策定や諸取組に活用されている。また、ネットワークプログラムにおける地域タレント発掘事業は、国際競技力向上の基盤となる恒常的なタレントプールを構築しつつある。スポーツ基本計画ではトップアスリート層が強豪国に比べ低いことを指摘しているが、タレントプールは文部科学省のメダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業との連携によりこのような課題を解決する可能性があるなど、本事業における取組は、国際競技力向上の推進において妥当性を有すると考えられる。					
効率性	本事業においては、事業スケジュールを加味しつつ、人的資源(定員研究員2名、契約研究員2名)を集中投下することにより効果的に事業を運営している。各スタッフは、年間を通じた定常業務を中核に置きつつ、年間スケジュールに応じて、諸業務のウェイトを調整しながら、事業内容に応じた人員配置を行っている。その他、特別プロジェクト、東京Jプロジェクトなど大会時の活動においては、外部協力者も配置して推進している。					
持続性	今後は、これまで進めた事業をより高次のものにしていくことが重要になる。インテリジェンスプログラムでは、より高い分析力、より効果的な情報提供が求められ、ネットワークプログラムでは、より戦略的かつ結びつきの強いネットワークが求められる。また、地域タレント発掘事業に関しては、地域で発掘・育成されたタレントがジュニア、シニア世代に移行する段階に至っている。我が国の国際競技力向上の政策や関係機関との連携の中で本事業は確固たる役割と位置づけを有している。					

区分	当初予算(千円)(A)	変更予算(千円)(B)	執行額(千円)(C)	執行率(C)/(B)	評価	自己評価委員会評価	A	業績評価委員会評価	A
	旅費交通費	12,340	12,340	7,531		61.0%	自己評価委員会コメント	S:計画を十分に履行し、計画以上の成果を上げた A:計画を十分に履行し、着実に成果を上げている B:計画をほぼ履行し、概ね成果を上げている C:計画の改善が必要である F:抜本的な計画の改善が必要である	
備品消耗品費	771	771	2,323	301.3%	4年間の事業を通じ、インテリジェンスプログラム、ネットワークプログラム、時限的プロジェクトそれぞれが一定以上の成果を上げた。 インテリジェンスプログラムでは文部科学省、JOC等の信頼を獲得しつつ、国内の意思決定に関わる重要な判断基準に本プログラムの提出した情報が用いられてきたことは大いに評価できる。 また、ネットワークプログラムでは4年前に比べ地域タレント発掘・育成事業の広がりが確認できるとともに、各地域における本事業の認知度は飛躍的に高まったことは、ネットワークを介した情報提供による大きな成果であるといえる。				
諸謝金	2,018	2,018	2,968	147.1%	業績評価委員会コメント	・本事業の重要性について、社会的PRが不足しているのではないかと。 ・総括:ネットワークプログラムにおいては、その維持・継続が最も大切であることから、数字には現れないこの部分もしっかり押さえたい。 ・有益な情報をメーリングリスト登録者に提供し、様々なメリットをもたらしたと考えられる。今後は、登録者に対してより興味のある特定分野の情報のみを提供する等の効率性が求められる。			
その他	17,892	17,892	23,176	129.5%					
共通	6,429	6,429	6,138	95.5%					
計	39,450	39,450	42,136	106.8%					

## 自己点検評価関係規程等

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター自己評価委員会規程
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター自己評価委員会運営細則
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター自己評価委員会委員
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター業績評価委員会規程
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター業績評価委員会委員

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター 自己評価委員会規程

平成24年9月28日  
平成20年度規程第24号

(目的)

**第1条** この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則(平成24年度規則第1号。以下「組織運営規則」という。)第42条第2項に基づき、自己評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 経営・管理業務担当理事
  - (2) 組織運営規則第30条に定める部長、場長及び館長
  - (3) 組織運営規則第39条に定める統括研究部長、スポーツ科学研究部長及びメディカルセンター長
  - (4) 組織運営規則第33条に定める室長
  - (5) 国立登山研修所長
  - (6) 経営戦略部経営戦略課長
  - (7) 管理部総務課長
  - (8) 管理部財務課長
  - (9) 監査室主幹
- 2 委員会には委員長を置き、経営・管理業務担当理事をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(任務)

**第3条** 委員会は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)業務の実施状況等の点検・評価を行うために必要な評価基準等を定め、それに基づき点検・評価を行う。

2 委員会は、毎事業年度、次の各号に掲げる事項について点検・評価を行い、センター業務の改善に資する。

- (1) 中期計画に基づき年度計画に定められた各事項に関する実施状況
- (2) その他独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に定める業務の範囲で行う事務事業に関する実施状況

3 前項の規定にかかわらず、国際競技力向上のための研究・支援事業の点検・評価については、国立スポーツ科学センター業績評価委員会において行う。

(作業部会)

**第4条** 委員会には、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、前条第2項各号に定める各部等における業務の実施状況等に関する資料の収集・調査検討を行い、点検・評価に資するための基礎資料として取りまとめた上、委員会に報告する。

3 作業部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

(会議)

**第5条** 委員長は、委員会を招集する。

(最終評価)

**第6条** 最終的な評価は、毎事業年度終了後3か月以内に、委員会の作成した評価案を基に、役員会において行うものとする。

(評価結果の公表)

**第7条** 評価の結果は、速やかに公表する。

(庶務)

**第8条** 委員会に関する庶務は、経営戦略部経営戦略課において行う。

(その他)

**第9条** この規程に定めるもののほか、組織及び運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(平成24年9月28日平成24年度規程第34号)  
この規程は、平成24年10月1日から施行する。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター 自己評価委員会運営細則

平成21年6月8日  
平成15年11月27日自己評価委員会制定

目次

- 第1章 総則
- 第2章 業務の進行管理
- 第3章 自己評価
- 第4章 業務実績報告書の作成

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この細則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター自己評価委員会規則(平成15年度規則第15号)第9条の規定に基づき、自己評価委員会(以下「委員会」という。)の運営等に関する細目について定めることを目的とする。

### 第2章 業務の進行管理

(進行管理の実施)

**第2条** 委員会は、中期計画に基づく年度計画に定めた各項目の確実な実施に資するため、業務の進行管理を行う。

2 業務の進行管理を行うための報告様式については、委員会において別に定める。

(履行状況等の報告・検証)

**第3条** 各課(室)の事務・事業の責任者(以下「事業責任者」という。)は、年度計画に定めた各項目

の履行状況等について、定期的に委員会に報告する。

- 2 委員会は、年度計画の履行状況等の把握及び検証のため、事業責任者に対し、提出された報告内容等に関し、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、前項に基づく年度計画の履行状況等の取りまとめを行い、定期的に役員会に報告する。

(業務運営の改善)

**第4条** 年度計画の履行状況等に関する報告に基づき、役員会において総合的な検証を行うとともに、理事長によるヒアリングを実施することにより、業務運営全般にわたる改善を促進する。

### 第3章 自己評価

(自己評価の実施)

**第5条** 委員会は、自己改善及び外部評価に資するため、毎事業年度終了後、年度計画等に定めた項目の達成状況等について、自己点検評価を実施する。

(自己評価の方法)

- 第6条** 自己評価は、毎事業年度、項目別評価及び全体評価により実施する。
- 2 項目別評価は、年度計画等に記載された各項目の達成度について、段階的評価を行う。
  - 3 項目別評価において、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いた客観的な評価基準を設定して評価を行うとともに、定性的目標に関する評価項目についても、定量的な指標を補完的に用いる等により、可能な限り客観的な評価基準により評価を行う。
  - 4 全体評価は、法人の業務全体にわたる横断的な観点から、業務の実績について定性的に評価を行う。

(自己評価基準)

- 第7条** 項目別評価は、各項目の達成度に応じて、次のとおり、段階的評定を行う。
- S 年度計画通り、または年度計画を上回って履行し、かつ、特に優れた成果を上げている。
  - A 年度計画通り、または年度計画を上回って履行し、中期計画に向かって順調、または中期計画を上回るペースで成果を上げている。
  - B 年度計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期計画を達成し得ると判断される。
  - C 年度計画を十分には履行しておらず、中期計画達成のためには業務の改善が必要である。
  - F 年度計画を履行しておらず、かつ、役員会において、業務改善が必要と判断される。
- 2 前項の段階的評定は、数値目標を定めている評価項目については、委員会において別に定める定量的な指標により行い、定性的目標を定めている評価項目については、事業実施担当課による自己判定結果を踏まえて、各委員の協議により行う。なお、S又はFの評定を付す場合は、理由等を必

ず記述する。

- 3 全体評価は、項目別評価及び横断的な評価を総合し、法人の業務全体の実績についての総評を記述する。必ず記述する。

(自己評価の手順)

- 第8条** 自己評価は、別紙様式1に定める自己評価調書(以下「調書」という。)により、中期計画及び年度計画に記載された項目ごとに行う。中期計画及び年度計画に記載のない事項を実施した場合においても、同様の趣旨で項目を立て、評価を行う。
- 2 調書は、事業責任者による自己判定により作成・記入し、各部・場等の連絡担当課において取りまとめた上、作業部会に提出する。
  - 3 作業部会は、調書について、必要な資料の収集や調査検討を行い、点検評価に資するための基礎資料として全体を取りまとめた上、委員会に提出する。

(調書の検証)

- 第9条** 委員会は、作業部会から提出された調書を検証し、その内容に疑義等がある場合は、その旨を事業責任者に照会し、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 2 委員会は、事業責任者と協議の上、必要に応じて適宜、調書の修正を行うことができる。

(国立スポーツ科学センター外部評価委員による外部評価の実施)

- 第10条** 国立スポーツ科学センターが行う国際競技力向上のための研究・支援事業については、「国立スポーツ科学センター業績評価委員会規程」に基づき、外部評価を行うものとする。
- 2 外部評価に基づく結果については、国立スポーツ科学センター業績評価委員会において取りまとめの上、委員会に提出するものとする。

### 第4章 業務実績報告書の作成

(業務実績報告書案の作成)

- 第11条** 委員会は、業務実績に関する評価案及び各種添付資料等の取りまとめを行うとともに、独立行政法人評価委員会に提出する業務実績報告書案を作成する。
- 2 業務実績報告書の構成の詳細については、委員会において別に定める。

(役員会における最終評価等)

- 第12条** 委員会は、自己評価案、その他の資料とともに取りまとめた業務実績報告書案を役員会に報告する。
- 2 役員会は、報告を受けた自己評価案の最終検証を行うとともに、業務実績報告書案を総合的に検証し、業務実績報告書を最終的に決定する。

(業務実績報告書の提出及び公表)

- 第13条** 業務実績報告書は、外部評価のための資料として、文部科学省独立行政法人評価委員会に

提出する。

- 2 業務実績報告書は、関係府省等に送付するとともに、その全文又は概要をホームページ等に掲載する。

(評価結果の反映)

**第14条** 自己点検評価の結果、計画の中止又は変更等が必要とされた場合、速やかに次年度の計画に反映させることとする。なお、3月末の次年度計画の届出に間に合わない場合は、年度計画の変更について検討する。

**附 則**

この細則は、平成15年11月27日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成19年6月14日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成21年6月4日から施行する。

様式1

**自己評価調査**

中期計画の各項目	評価項目 (年度計画の各項目)	事業担当部署	定性的評価 及び評定理由	評定	業務実績報告書 該当ページ

**独立行政法人日本スポーツ振興センター  
自己評価委員会委員**

平成25年5月1日現在

**自己評価委員会**

委員長

徳重 眞光(経営・管理業務担当理事)

副委員長

川崎 幸一(経営戦略部長)

委員

河村 弘之(役員室長)

徳重 眞光(広報室長)

小菅 司(管理部長)

齋藤 孝博(新国立競技場設置本部総務部長)

山下 隆幸(新国立競技場設置本部施設部長)

藤原 誠(情報・国際部長)

武本 紀夫(国立競技場長)

徳重 眞光(スポーツ博物館長)

平野 裕一(国立スポーツ科学センタースポーツ科学研究部長)

川原 貴(国立スポーツ科学センター統括研究部長、国立スポーツ科学センターメディカルセンター長)

今野 由夫(国立スポーツ科学センター運営部長、ナショナルトレーニングセンター運営部長併任)

勝田 隆(スポーツ開発事業推進部長)

渡邊 雄二(国立登山研修所長)

松岡 正和(スポーツ振興事業部長)

宮本 隆正(学校安全部長)

河村 弘之(経営戦略部経営戦略課長)

磯崎 卓也(管理部総務課長)

柳井戸 修司(管理部財務課長)

國松 綾子(監査室主幹)

**自己評価委員会作業部会**

部会長

川崎 幸一(経営戦略部長)

委員

河村 弘之(経営戦略部経営戦略課長)

磯崎 卓也(管理部総務課長)

岸 千秋(管理部人事課長)

柳井戸 修司(管理部財務課長)

米山 達夫(管理部調達管財課長)

高崎 義孝(新国立競技場設置本部総務部運営調整課長)

和久 貴洋(情報・国際課長)

小田 次郎(国立競技場施設整備課長)

直田 輝造(国立競技場代々木事業課長)

伊藤 博範(スポーツ博物館主幹)

松崎 純司(国立スポーツ科学センター運営部運営調整課長、ナショナルトレーニングセンター運営部運営調整課長併任)

関 伸夫(国立スポーツ科学センター科学研究部研究・協力支援課長)

渡邊 雄二(国立登山研修所長)

高橋 昇一(スポーツ振興事業部運営調整課長)

安齋 眞実(スポーツ振興事業部事業企画課長)

前澤 定良(学校安全部運営調整課長)

永井 勉(スポーツ開発事業推進部管理課長)

國松 綾子(監査室主幹)

**独立行政法人日本スポーツ振興センター  
国立スポーツ科学センター業績評価委員会規程**

平成24年9月28日

平成15年度規程第15号

(目的)

**第1条** この規程は、独立行政法人独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則(平成24年度規則第1号)第10条第3項に基づき、国立スポーツ科学センター業績評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)理事長の諮問に応じ、国際競技力向上のための研究・支援業務に関する評価について審議する。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任

する。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代行する。

(委員)

- 第4条** 委員は、学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。
- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、非常勤とする。

(会議)

- 第5条** 理事長は委員会を招集する。
- 2 委員会は、過半数の出席がなければ、会議を開き、決議することができない。
  - 3 委員会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(役職員の出席)

- 第6条** センターの役職員は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

- 第7条** 委員会に関する庶務は、運営部運営調整課において処理する。

(運営の細目)

- 第8条** この規程に定めるもののほか、委員会の議事運営上必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。

#### 附 則

- (平成24年9月28日平成24年度規程第43号)  
この規程は、平成24年10月1日から施行する。

### 独立行政法人日本スポーツ振興センター 国立スポーツ科学センター業績評価委員会委員

【平成25年3月31日現在】

委員長

村山 正博 (横浜市スポーツ医科学センター顧問)

委員

定本 朋子 (日本女子体育大学教授)

芝山 秀太郎 (前鹿屋体育大学長)

鈴木 大地 (順天堂大学准教授)

高松 薫 (流通経済大学教授)

原田 宗彦 (早稲田大学教授)

三ツ谷洋子 ((株)スポーツ21エンタープライズ代表取締役、

法政大学教授)

【平成25年4月1日現在】

委員長

武者 春樹 (聖マリアンナ医科大学教授)

委員

高松 章 (大阪体育大学教授)

定本 朋子 (日本女子体育大学教授)

山口 香 (筑波大学准教授)

山本 正嘉 (鹿屋体育大学教授)

古矢 晋一 (兵庫医科大学教授)

---

# **JAPAN SPORT**

## **COUNCIL**

日本スポーツ振興センター

平成 25 年 6 月 4 日発行

独立行政法人日本スポーツ振興センター

〒160 - 0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 10 番 1 号

TEL : 03 - 5410 - 9123 ( 経営戦略部経営戦略課 ) FAX : 03 - 5410 - 9135

URL : <http://www.jpnsport.go.jp/>



**JAPAN SPORT**  
COUNCIL